

資料 3

年金記録問題について

- 資料 3-1 年金記録問題に関する今後の対応・・・・・・・・・・ 1
(平成 20 年 1 月 24 日年金記録問題に関する関係閣僚会議提出資料)
- 資料 3-2 年金記録問題への国を挙げての対応体制・・・・・・・・・・ 9
(平成 20 年 1 月 24 日年金記録問題に関する関係閣僚会議提出資料)
- 資料 3-3 全年金受給者に対する「ねんきん特別便」(平成 20 年度送付分) について・・・・・・・・・・ 13
(平成 20 年 2 月 19 日年金記録問題に関する関係閣僚会議提出資料)
- 資料 3-4 「名寄せ」・「ねんきん特別便」送付及び回答状況・・・・・・・・ 21
- ・「ねんきん特別便」の発送予定件数について
 - ・「ねんきん特別便」の状況(平成 20 年 2 月 19 日現在)
 - ・「ねんきん特別便」の回答状況について(2 月 19 日現在)
- 資料 3-5 「年金記録問題に関する今後の対応」等を踏まえた「ねんきん特別便」に関する改善策について・・・・・・・・ 24
- ・「年金記録問題に関する今後の対応」(平成 20 年 1 月 24 日年金記録問題に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえた「ねんきん特別便」に関する取組について
 - ・ねんきん特別便に「訂正なし」と回答した方に対する入念照会の状況
 - ・「ねんきん特別便」送付対象者の回答状況について
- 資料 3-6 相談体制の強化について・・・・・・・・・・ 38
(平成 20 年 2 月 19 日年金記録問題に関する関係閣僚会議提出資料)
- 資料 3-7 年金記録の統合等に係る作業の主な進捗状況・・・・・・・・ 39
(平成 20 年 2 月 19 日年金記録問題に関する関係閣僚会議提出資料)

年金記録問題に関する今後の対応(骨子)

平成20年1月

1 政府・与党とりまとめに基づく対策の着実な推進

- 昨年7月に政府・与党として、本年3月までを目途として実施することを約束したことは、
 - ・「5000万件の未統合記録」と「受給者3000万人・加入者7000万人の記録」とをコンピュータ上で突き合わせをし、その結果、記録が結び付く可能性がある方々へお知らせすることであり、
 - ・これは予定どおり進められている。

(「ねんきん特別便」送付件数(1月22日現在): 約73万人分送付済)

- この点について、以下の「お一人お一人の記録を正確なものとするための対応」と併せて、国民に対して、丁寧でわかりやすい説明を重ねるとともに、関係閣僚会議を原則として毎月開催し、対策を推進する。

2 お一人お一人の記録を正確なものとするための対応

(1) お一人お一人へのアプローチ

確実に年金をお支払いしていくためには、お一人お一人の年金記録を正しいものとしていくことが必要であり、「受給者3000万人・加入者7000万人」に送付する「ねんきん特別便」による確認を通じて、未統合の記録も縮減されていく。

「今後解明を必要とする記録」(推計1975万件)についても、統合を着実に進めていくためには、何よりも国民お一人お一人にご自身の記録を確認していただくことが重要であり、これにより記録の統合が着実に進められる。

- ① このため、「受給者 3000 万人・加入者 7000 万人」に送付する「ねんきん特別便」について、市町村、経済団体、企業、労働組合等との協力・連携の下に、記録確認の周知徹底、相談体制の確保等を国を挙げて展開することを中心として、未統合記録の縮減を図る。

なお、本年 2 月から 3 月までの間を集中キャンペーン期間と位置づけ、広報や企業、市町村等の協力等を通じて、旧姓での履歴の申出の徹底を図り、記録の統合を進める。

また、特別便の発送状況を踏まえつつ、社会保険事務所等における相談体制等の充実に引き続き努める。電話や来訪による照会や相談において、より具体的な情報を提供するなどにより、より積極的に記憶の呼び起こしを働きかける。

- ② 特別便が住所不明で戻ってきた方については、市町村や企業の協力による住所調査等を行い、送付する。また、未回答の方については、3 カ月後を目途に順次はがきにより記録の確認をお願いする。回答をいただけない方についてはさらに、その 3 カ月後を目途に記録の確認をお願いするなど、徹底した対応を図る。
- ③ 訂正なしの回答については、優先度が高いと思われるものについて、電話や訪問による入念的な照会を実施する。
- ④ さらに、加入履歴のチェックポイントを分かりやすく示した注意喚起の資料を新たに特別便に折り込む。

(2) 記録の解明からのアプローチ

5000 万件の未統合記録については、これまでの作業により全体像を明らかにしたところである。その成果を踏まえ、今後、解明を必要とする記録について、

- ① 住基ネットでの調査による特定
- ② 「漢字カナ変換記録」、「転記ミス等による不備記録」の補正とコンピュータ記録による調査等の記録の徹底説明にも早期に着手し、順次、絞り込みを進める。

3 年金記録確認第三者委員会の対応

- 年金記録確認第三者委員会においては、あっせん事例集の整備等により各地方委員会の迅速な処理の推進を図るとともに、審議チームの約50増など一層の体制強化を講ずること等により、処理件数の大幅な増加を図り、本年3月末までに申し立てられた事案については、概ね1年を目途に処理を終えることとする。

- 4 対策全体の進捗状況等について、関係閣僚会議等を通じて公表する。

年金記録問題に関する今後の対応

年金記録問題については、平成 19 年 7 月 5 日の政府・与党とりまとめにおいて、本年 3 月までを目途に、「5 千万件の未統合記録」と「受給者 3000 万人・加入者 7000 万人の記録」をコンピュータ上で突き合わせし、その結果、記録が結び付く可能性がある方々へお知らせすることをはじめ、一連の具体的な対策を掲げ、以後、これに沿って、昨年 12 月 17 日から「ねんきん特別便」の発送を開始するなど、着実に取組を進めてきた。こうした点について、関係閣僚会議の開催等を通じて、引き続き国民に対して、丁寧な説明を重ねていく。

また、政府・与党においては、国民の立場に立って記録の訂正を行うための「第三者委員会」の設置、記録が訂正された場合に 5 年以上前の年金も全額支払うことを可能にする「年金時効特例法」の成立など、国民の安心を確保するための枠組みの整備を図ってきたところである。

さらに、これまでの取組の結果、5 千万件の未統合記録の全体像も明らかとなったところであり、今後、その成果を踏まえ、以下により、「お一人お一人へのアプローチ」及び「記録の解明からのアプローチ」の両面から記録の統合等を進めるなど、引き続き、政府を挙げて計画的な取組を推進する。

1. お一人お一人へのアプローチ

平成 20 年 3 月までの「ねんきん特別便」を契機とする第 1 段階と、すべての受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付する第 2 段階で展開する。

特に、今後解明を必要とする記録(推計 1,975 万件)についても、何よりも国民お一人お一人にご自身の記録を確認していただくことが重要であり、これにより、「婚姻等により氏名を変更したと考えられる記録」、「転記ミス等による不備記録」をはじめ、記録の統合が着実に進められることになる。

このため、すべての受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付する第 2 段階では、市町村、経済団体、企業等との協力・連携の下に、国を挙げた体制で年金記録の確認等を推進し、記録の統合等を進める。

(1) 記録が結び付く可能性のある方への「ねんきん特別便」

平成 20 年 3 月までに、「5 千万件の未統合記録」と「受給者 3000 万人・加入者 7000 万人」の記録のコンピュータ上での突き合わせ(氏名・生年月日・性別の 3 条件により実施)を行い、その結果記録が結び付く可能性のある方への「特別便」の送付を、確実に実施する。

(2) すべての年金受給者及び現役加入者の方への「ねんきん特別便」

(1)以外のすべての年金受給者と現役加入者の方々に、「特別便」をお送り、(1)と合わせて「受給者 3,000 万人・加入者 7,000 万人」の一人一人に記録を確認いただき、記録の正確性を確保するとともに、着実に未統合記録の減少等を図る。その際、市町村、経済団体、業種別団体、企業、労働組合等の協力を得て、きめ細かく記録確認の周知徹底を図る。

(3) 相談体制の充実とより積極的な対応、分かりやすい注意喚起

「特別便」の発送状況を踏まえつつ、社会保険事務所等における相談業務従事者を、現在の 4,500 人体制から、まず、①臨時相談窓口を約 1,000 席新設、②社会保険庁OB、社会保険労務士等の経験者を約 1,600 人配置するなど、相談体制等の充実に引き続き努める。また、電話や来訪による照会や相談において、より具体的な情報を提供するなどにより、より積極的に記憶の呼び起こしを働きかける。

さらに、加入履歴のチェックのポイントを分かりやすく示した注意喚起の資料を新たに「特別便」に折り込む。なお、既に発送した方についても、追加送付する。

(4) 未到達・未回答の方への対応

「特別便」が住所不明で戻ってきた方については、市町村や企業の協力による住所調査等を行い、「特別便」を送っても未回答の方については、3カ月後を目途に順次はがきにより記録の確認をお願いする。回答をいただけない方についてはさらに、その3カ月後を目途に記録の確認をお願いするなど、徹底した対応を図る。

(5) 「訂正なし」の回答への対応

「訂正なし」の回答については、基本的には信頼し尊重するが、内容からみて優先度が高いと思われるものについて、電話や訪問による入念的な照会を実施する。

(6) 旧姓での履歴の申出の促進

今後解明を必要とする記録(推計 1,975 万件)の中に多く含まれると見込まれている「婚姻等により氏名を変更していると考えられる記録」について、着実に記録の統合を図るため、広報や企業、市町村等の協力により、旧姓での履歴の申出の徹底を図る。

特に、本年2月から3月までの間を「旧姓履歴の申出集中キャンペーン期間」と位置付け、申出及び記録の統合の促進を図る。

(7) 市町村、経済団体、企業等の協力・連携

「特別便」の送付等に対応し、上記の記録確認の周知徹底に加え、相談体制の確保、内容・手続等に関する広報、記録統合申請手続の代行等について、市町村、経済団体、企業、社会保険労務士等との協力・連携の下に、国を挙げた体制を確保し、万全を期す。

2. 記録の解明からのアプローチ

5千万件の未統合記録については、これまでの作業により全体像を明らかにしたところであり、その成果を踏まえ、上記の「お一人お一人へのアプローチ」に加え、以下により、「記録の解明からのアプローチ」による解明を進め、順次絞り込みを進める。この取組は、可能なものから直ちに着手し、20年度に集中的・計画的に進める。

- ① 住基ネットでの調査による「基礎年金番号を有していない生存者」及び「死亡者(5年以内)」の特定
 - ② 「漢字カナ変換記録」、「転記ミス等による不備記録」の氏名補正、これに続くコンピュータ記録による調査
 - ③ 「婚姻等により氏名を変更したと考えられる者の記録」、「既に給付に反映済みと考えられる記録」のコンピュータ記録による調査 など
- * なお、これらにより本人の特定等が困難なものについても、更に可能な限り、過去に勤務していた事業所や過去の住所の所属する市町村への照会を通じて、解明作業を継続する。

3. その他の取組

(1) 5千万件の記録以外に、7月5日の決定に盛り込まれた厚生年金旧台帳・船員保険旧台帳の記録(「1,430万件」「36万件」)への対応については、スケジュールに従い、20年5月までを目途に、コンピュータ入力作業を行った上で、1億人の記録と突き合わせを行い、記録が結び付く可能性がある方へのお知らせを行う。

- * 「1,430万件」「36万件」とは、それぞれ、昭和29年以前に退職した厚生年金加入者、昭和25年以前に退職した船員保険加入者の記録。使用頻度が低いとしてコンピュータ入力されず、マイクロフィルムで管理されている。
- * これらの記録は69歳以上の方の記録であり、1億人の方の記録と結び付く割合は低い。

(2) 8億件超に上る紙台帳(マイクロフィルムを含む)とコンピュータ記録(基礎年金番号で管理されているものも含めた全体の記録)との突き合わせについては、実効性・効率性を考慮し、優先順位を付けて計画的に進める。

- * 20年度の取組
 - ・ 特例納付など複雑で特殊な記録で優先度の高い「国民年金特殊台帳」の突き合わせを行う
 - ・ 市町村が保管する「国民年金被保険者名簿」については、具体的な実施方法の検討や、実施のための準備作業を進める
 - ・ 「厚生年金被保険者名簿」については、19年度に行うサンプル調査の結果を分析し、優先順位や効率的な実施方法の検討を行う

4. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化

(1) 当面の審議の促進

年金記録確認第三者委員会においては、昨年秋以来、委員を338人から538人へ増員、事務局職員を468人から877人へ増員、審議チームを54チームから118チームに増やすなど体制の拡充を行ってきたところであり、さらに、あっせん事例集の整備等を行うことにより、各地方委員会の迅速な処理の推進を図り、処理件数の大幅な増加を図る。

また、更に処理のスピードアップが必要な地域(大都市を抱える都道府県15カ所程度)の一層の体制の強化(審議チームを約50増)に早急に取り組む。

(2) 本年4月以降の取組み

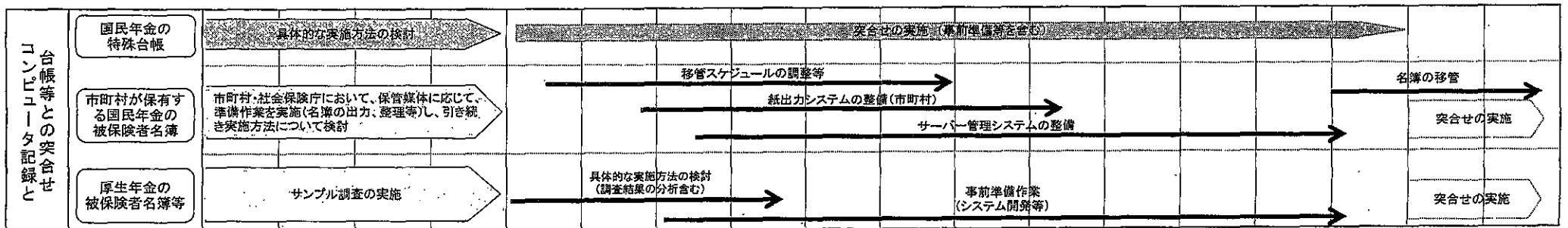
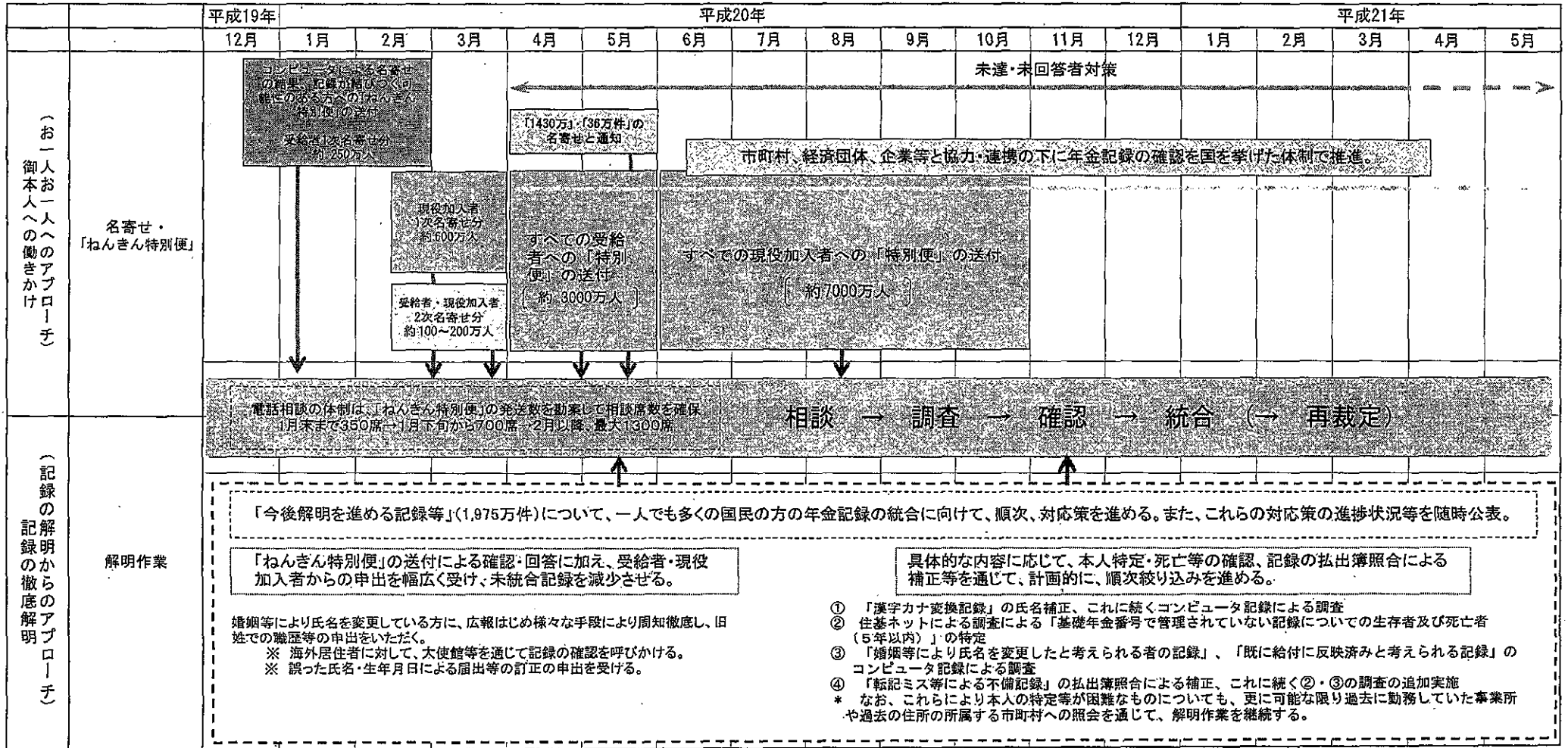
上記の審議促進策を踏まえ、本年3月末までに申し立てられた事案については、概ね1年を目途に処理を終えることとする。

また、本年4月以降に申し立てられる事案については、①第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進、②社会保険労務士の協力をも得つつ、申立てに関する相談・調査の充実、③申立件数を勘案した一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進める。

5. 進捗状況の公表等

これらの取組の進捗状況について、関係閣僚会議の開催等を通じて毎月公表するとともに、可能な限り早期の記録統合を目指し、あらゆる手段を尽くして最後まで最大限の努力を継続する。

年金記録問題に対する今後の対応



年金記録問題への国を挙げての対応体制

月	12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月					
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
ねんきん特別便送付時期	受給者(高給分)																																			
							2次受給者(受給者(高給分))									名寄せ非該当の全受給者への加入履歴のお知らせ																				

社会保険庁の対応	電話相談	<p>ねんきん特別便専用コールセンター(新設)の最大席数</p> <p>350席 → 700席 → 1300席</p> <p>※ 応答状況が極端に悪化した場合には、年金の一般相談の電話(ねんきんダイヤル)から、更に100席程度を振り替え。</p>
	社会保険事務所窓口の体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 来訪相談用の臨時相談窓口の設置(会議室等のスペースを活用。) ○ 社会保険庁OB、社会保険労務士等に協力を求め、相談窓口配置。 ※ 社会保険庁OB、社会保険労務士等は窓口相談に、職員は記録の確認・補正に、それぞれ重点的に配置。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○ 来訪相談の増加、相談後の記録の確認・補正業務に他の部門の職員を弾力的に配置。 ※ 社会保険事務所に順次配置している窓口装置兼用コンピュータも事務所内で弾力的に配置し、来訪相談に活用。 ※ 予約相談により、来訪者が比較的に少ない曜日、時間帯に案内。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務所間の職員の配置の弾力化(※ 事務所ごとの相談受付、記録の確認・補正の進捗状況を把握。)
市町村・企業・経済団体等の連携	巡回相談	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村、商工会議所等における巡回相談の実施。 ○ 社会保険労務士、社会保険庁OB等に協力を求め、巡回相談対応に配置。
	関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村に加え、新たに社会保険労務士、経済団体、福祉関係団体なども、それぞれの場において「ねんきん特別便」に関する相談に対応。 ○ 市町村及び経済団体において、特別便が返送された方の住所を確認。 ○ 市町村において、記録統合・訂正の申請を代行。 ○ 経済団体において、システム開発及び解析に関する専門家を引き続き派遣、さらに増強を要請。 ○ 福祉関係団体により、認知症の年金受給者についての年金記録確認、手続等につき、家族や後見人に情報提供。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金記録上の氏名が旧姓のままとなっている従業員・国民への集中的な働き掛け。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所を通じた「ねんきん特別便」の配送。 ○ 事業所を通じた記録統合・訂正の申請の一括代行。

年金記録問題への国を挙げての対応体制

年金記録問題について、「ねんきん特別便」の送付を通じた国民による確認により解消を図る。このために、「ねんきん特別便」が国民に着実に届けるための体制、「ねんきん特別便」を受け取った国民の疑問や不安に応えるための手厚い相談体制を、自治体、企業等とも連携し、ご協力を得ながら、国を挙げての体制で取り組む。

1. 社会保険事務所等への相談対応要員等の派遣

「ねんきん特別便」発送に伴う国民からの相談に対し、十分な体制を構築する。このため、年金事務に携わった経験のある社会保険庁OBとともに、専門家である社会保険労務士の支援を求める。

① 社会保険事務所、年金相談センター及び巡回相談において、来訪者からの「ねんきん特別便」の記載内容、年金加入記録照会票により申請された加入記録の相談、その他一般的な年金記録に関する照会への対応要員の社会保険労務士会からの派遣を要請する。	〔全国社会保険労務士会連合会、都道府県社会保険労務士会〕
② 社会保険事務所等において、社会保険庁職員を年金記録確認・調査に再配置したことに伴い生ずる他の業務（医療保険の適用、保険料徴収等）の補完を行う臨時職員の社会保険労務士会からの派遣を要請する。	

2. 巡回相談の実施

身近な場所で年金相談を受けられるように、社会保険庁が巡回相談を充実する。その場として、市町村役場、商工会議所会館等を想定し、巡回相談（出張相談）をきめ細かく行う。

○ 社会保険事務所による巡回相談の実施に際し、開催場所の提供、開催業務支援、巡回相談実施についての広報等を行う。	〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、市町村〕
--	----------------------------------

3. 年金記録問題についての一般的な相談実施

「ねんきん特別便」を受け取った国民に対し、特別便が送られている趣旨、「ねんきん特別便」に記載されている内容の解説、漏れている記録の申請手続等について、国民の身近な場所でも情報提供を受けることができるようにする。

高齢者や障害者等については、福祉関係団体を通じて、本人又はその家族に対する情報提供を行う。

事業所、市町村又は福祉団体等が、国民に情報提供をするために必要な情報は、社会保険庁が説明会を開催し、提供する。

<p>① 事業所の社会保険委員の活用などにより、「ねんきん特別便」の趣旨、必要な手続、記載内容等や年金加入記録照会票への記載事項、留意点等について、来訪者に対する情報提供を行う。</p> <p>※ 市区町村の場合には、社会保険事務所とのホットラインも活用。</p>	<p>〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全市町村〕</p>
<p>② 「ねんきん特別便」が送付された入所者又はその家族に対して、記載内容、手続等についての情報提供を行う。</p> <p>※ 施設職員に対する説明会を社会保険事務所において実施。併せて、各施設における一般的な年金相談の実施を検討。</p>	<p>〔全国老人福祉施設協議会等福祉関係団体〕</p>

4. ねんきん特別便の送達等

国民一人一人の年金記録を着実に確認するために、「ねんきん特別便」が国民にできる限り確実に届くような体制を構築する。また、事業所及び市町村の協力を得て、宛先不明で返送されてきた「ねんきん特別便」も送付対象者に着実にお届けするための最大限の努力をする。

<p>① 宛先不明により「ねんきん特別便」が返送されてきた場合において、送付対象者の現住所を、従業員情報（経済団体の場合）又は住民情報（市町村の場合）により確認する。</p> <p>② 全被保険者に送付する「ねんきん特別便」のうち、被用者年金被保険者分について、事業所経由で送付する。【20年6月から】</p>	<p>〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、共済所管省・共済組合等〕</p>
<p>③ 結婚等により姓名が替わったのにも関わらず、年金記録上の氏名が旧姓のままとなっている従業員・国民への働き掛けを集中的に行う。（2月～3月を申出集中期間とする。）</p>	<p>〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全市町村〕</p>
<p>④ 無年金者に対し、介護保険料の納入通知送付の機会に、年金記録確認の注意喚起を併せて行う。【20年6月目途】</p>	<p>〔市町村〕</p>

5. 記録照会・統合の手続き

全員通知の「ねんきん特別便」の発送に伴い、国民から申請される記録の漏れ等については、事業所等を経由することにより、国民の利便性を高めるとともに、効率化を図る。

また、ITの専門家を社会保険庁に集め、今後解明すべき記録の解析及びそれに必要なシステム開発を行う。

① 全被保険者に送付する「ねんきん特別便」のうち、被用者年金被保険者分について、記録統合申請を事業所ごとに一括し、申請の代行を行う。【20年6月から】	〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会〕
② 「ねんきん特別便」が送られた年金受給者について、希望者の「年金加入記録照会票」を、その者に代わり一括して社会保険事務所に提出する。	〔協力をいただける市町村〕
③ 認知症の年金受給者に係る年金記録の確認・手続等につき、入所・入居している施設を通じて家族や後見人に情報を提供する。	〔全国老人福祉施設協議会、日本盲人連合会等福祉関係団体〕
④ 視覚障害者の方への「ねんきん特別便」の音声や点字による周知や広報を行う。	
⑤ 今後解明すべき記録に係る解析システムの開発及び解析に関し、ITの専門家を社会保険庁に派遣する。	〔日本経済団体連合会〕
⑥ 社会保険庁に派遣するITの専門家の増強を要請する。	

6. 広報・情報提供

国民に、正しい情報を適正に伝える。

○ 「ねんきん特別便」の趣旨、見方、手続等について、広報資料を共同して作成する。	〔市町村〕
--	-------

「ねんきん特別便」(平成20年度送付分)の送付から回答までの流れ(案) 説明用資料

1. 「ねんきん特別便」の送付

すべての年金受給者・被保険者（5千万件の未統合記録との突合せの結果、既に平成19年度に送付した方を除く。）に送付し、ご自身の年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分に確認いただき必ず回答をお願いします。

- ◆ 第1号、第3号被保険者の方は、本人に直接送付する。
- ◆ 第2号被保険者（厚生年金の被保険者、共済組合の加入者）の方には、原則として、勤務先を通じて送付する。

2. 加入記録の確認

加入記録を確認していただき、「ねんきん特別便」の記載に「もれ」や「間違い」がないかを確認。

3. 年金加入記録回答票への記入

「ねんきん特別便」の記載に「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も必ず記入いただく。

記録に「もれ」や「間違い」があるかないかを記入

記録に「もれ」や「間違い」がある場合に、その内容を記入

平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた場合は、旧姓を記入

ねんきん特別便 年金記録の確認(案)

送付先(〒) 送付先(市町村)

送付先(氏名)

送付先(氏名)	送付先(市町村)	送付先(〒)	送付先(電話番号)	送付先(住所)	送付先(性別)	送付先(生年月日)	送付先(職業)	送付先(加入記録)

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号を記入

年金加入記録回答票

送付先(〒) 送付先(市町村) 送付先(氏名) 送付先(電話番号) 送付先(住所) 送付先(性別) 送付先(生年月日) 送付先(職業)

1. 記録に「もれ」や「間違い」があるかないかを記入

2. 記録に「もれ」や「間違い」がある場合に、その内容を記入

3. 平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた場合は、旧姓を記入

4. 年金加入記録回答票の提出

記録に「もれ」や「間違い」がある場合

社会保険事務所又は年金相談センターで記録訂正と年金の再裁定の手続きを行う。(年金証書の提出が必要)

※ 社会保険事務所への来訪が困難な場合には、『ねんきん特別便専用ダイヤル』で照会を受け、社会保険事務所等への郵送を案内する。

社会保険事務所等

年金証書

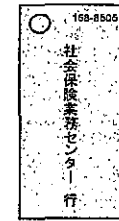


年金証書

記録に「もれ」や「間違い」がない場合

同封の返信用封筒で返送する。

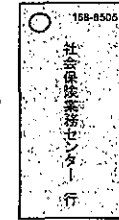
年金加入記録回答票



記録に「もれ」や「間違い」がある場合、ない場合

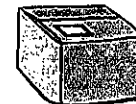
同封の返信用封筒で返送する。

年金加入記録回答票



『事業主経由による送付』

第2号被保険者（厚生年金の被保険者・共済組合等の加入者）については、原則として、勤務先において、年金加入記録回答票を取りまとめた上で、社会保険事務所に一括送付



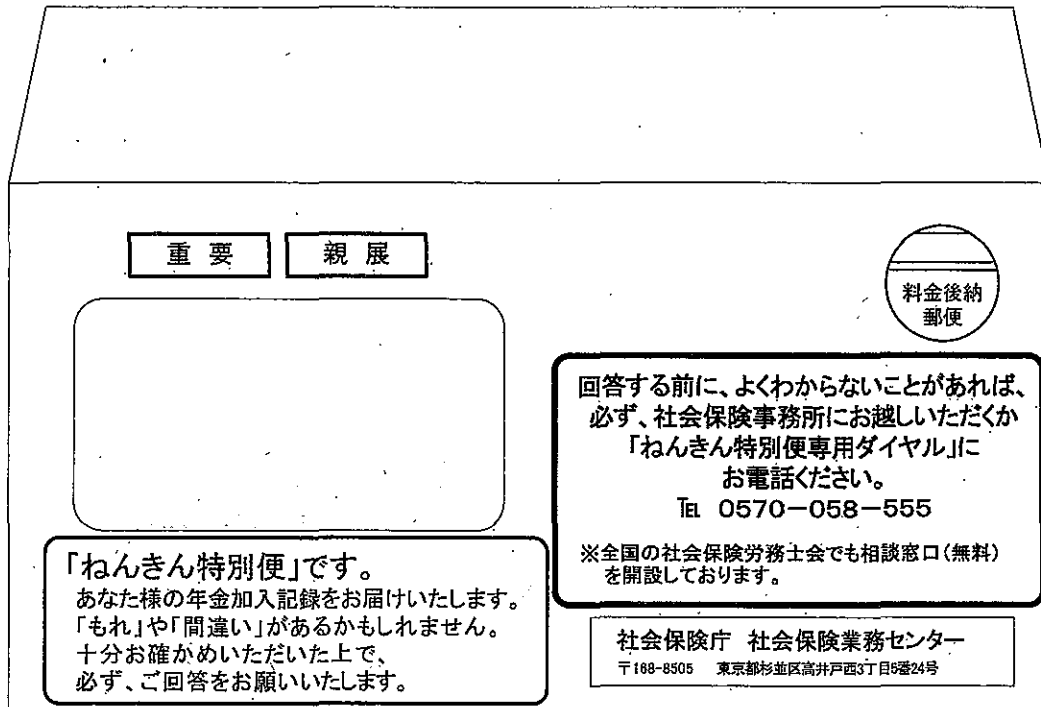
社会保険事務所へ送付

年金受給者の場合

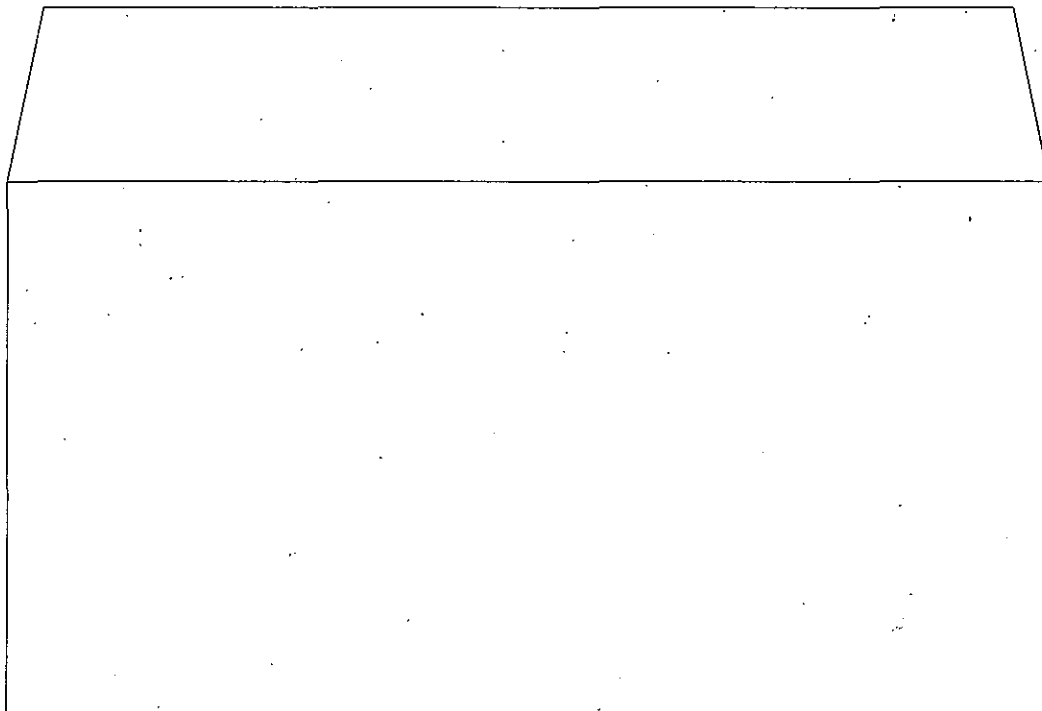
被保険者の場合

ねんきん特別便 送付用封筒イメージ

【 表 】



【 裏 】





ねんきん特別便 年金記録のお知らせ (案)

(宛名部分)

社会保険庁でわかっているあなたの年金記録は表のとおりです。「もれ」や「間違い」がないか、十分にお確かめください。ある場合も、ない場合も、必ずご回答をお願いします。

なお、表の記載では、厚生年金の標準報酬月額、国民年金の納付・未納の詳細などはお示してきていませんので、少しでもご心配のある方は、社会保険事務所等にお問い合わせください。

①基礎年金番号

生年月日

作成年月日 年 月 日

(あなたの加入記録)

② 番号	③加入 制度	④お勤め先の名称または共済組合名等						⑤資格を取得した年月日		⑥資格を失った年月日		⑦加入 月数																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="7">⑧国民年金</th> <th colspan="2">⑨厚生年金保険</th> <th colspan="2">⑩船員保険</th> <th rowspan="2">⑪年金加入 期間合計 (⑧+⑨+⑩)</th> </tr> <tr> <th>納付済 月数</th> <th>全額免除 月数</th> <th>4分の3 免除月数</th> <th>半額免除 月数</th> <th>4分の1 免除月数</th> <th>学生納付 特例月数等</th> <th>計</th> <th>加入月数 (基金)</th> <th>加入期間 (基金)</th> <th>加入月数</th> <th>加入期間</th> </tr> <tr> <td colspan="7">国民年金の加入月数の合計 →</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">⑫共済組合等加入月数</td> <td colspan="2">⑬合計加入期間 (⑪+⑫)</td> <td colspan="4" rowspan="2">※ 遺族年金を受けておられる方には、ご自身の「ねんきん特別便」とは別に、遺族年金の基となっている亡くなられた方の加入記録を記載した「ねんきん特別便」を送付することとしています。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">⑭備考欄 (特例扱いの期間等)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>												⑧国民年金							⑨厚生年金保険		⑩船員保険		⑪年金加入 期間合計 (⑧+⑨+⑩)	納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学生納付 特例月数等	計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	国民年金の加入月数の合計 →												⑫共済組合等加入月数						⑬合計加入期間 (⑪+⑫)		※ 遺族年金を受けておられる方には、ご自身の「ねんきん特別便」とは別に、遺族年金の基となっている亡くなられた方の加入記録を記載した「ねんきん特別便」を送付することとしています。				⑭備考欄 (特例扱いの期間等)							
⑧国民年金							⑨厚生年金保険		⑩船員保険		⑪年金加入 期間合計 (⑧+⑨+⑩)																																																							
納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学生納付 特例月数等	計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間																																																								
国民年金の加入月数の合計 →																																																																		
⑫共済組合等加入月数						⑬合計加入期間 (⑪+⑫)		※ 遺族年金を受けておられる方には、ご自身の「ねんきん特別便」とは別に、遺族年金の基となっている亡くなられた方の加入記録を記載した「ねんきん特別便」を送付することとしています。																																																										
⑭備考欄 (特例扱いの期間等)																																																																		

※このお知らせの見方については、リーフレットの2ページをご覧ください。

II

年金加入記録回答票

- ◎お送りしたすべての方にご回答をお願いします。
- ◎記入にあたっては、同封のリーフレットを参考にしてください。
- ◎ご記入いただいた内容については秘密を守ります。

必ず「回答をお願いします」

1. はじめに、下の太枠内にご記入ください。 (提出年月日 平成 年 月 日)

(フリガナ) 氏名		照会番号			
	生年月日	明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女				
現住所	〒 <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>				
電話番号	ご自宅 ()	ご自宅以外 ()			
代理人氏名	代理人連絡先 ()				
代理人住所					

2. お知らせした年金記録の内容に、「もれ」や「間違い」がありますか。
(十分にご確認いただき、該当する方に○を記入してください。)

	① 「もれ」や「間違い」がある (→3. 4. にお進みの上、裏面を必ずご覧ください。)
	② 「もれ」や「間違い」がない (→4. にお進みの上、同封の返信用封筒でご返送ください。)

3. 上の2. で①を選んだ場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容を記入してください。
(わかる範囲でご記入ください。)

ア 該当番号	イ 加入制度	(フリガナ) ウ お勤め先の名称または 共済組合名等	エ お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	オ 勤務期間または国民年金加入期間	カ 年金手帳の記号番号 当時の旧姓
	国厚 船共			年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚 船共			年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚 船共			年 月 日から 年 月 日まで	

4. 平成8年12月以前に、結婚などで姓が変わった方で、姓が変わる前にも年金に加入したことがある方は、その旧姓と姓が変わった年月をご記入ください。

(フリガナ) 旧 姓	姓が変わった年月 年 月
(フリガナ) 旧 姓	姓が変わった年月 年 月

(注)3. 及び4. について、上記の欄内に書ききれない場合は、お手数ですが別途便せんなどにご記入ください。

「**Ⅱ** 年金加入記録回答票」は、お送りした加入記録に「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご記入の上、

- 「もれ」や「間違い」が”ある”場合は、
お近くの社会保険事務所または年金相談センターへお越しください。
※ 社会保険事務所などへお越しただけない場合は、「ねんきん特別便専用ダイヤル」へご連絡ください。(郵送による手続方法をご案内します。)
- 「もれ」や「間違い」が”ない”場合は、
同封の返信用封筒でご返送ください。

ご質問・お問い合わせ

回答する前に、わからないことや疑問な点があれば

まずは『ねんきん特別便 専用ダイヤル』へ！

0570-058-555



※ IP 電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

(受付時間) ○月～金曜日：午前9時～午後8時まで
○第2土曜日：午前9時～午後5時まで

※オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。
※旧3公社共済組合（JR、JT、NTT）に加入していた方について、恩給等期間（昭和31年7月前の期間）を除いた記録を記載しています。恩給等期間の確認は「ねんきん特別便専用ダイヤル」へお問い合わせください。

ご質問・お問い合わせ	ご連絡先等
①一般の年金相談について (上記以外の年金に関するお問い合わせ)	「ねんきんダイヤル」0570-05-1165
②全国の社会保険労務士会でも、無料で相談窓口を開設しております。	詳しくは、全国社会保険労務士会連合会ホームページをご確認ください。 社会保険労務士会連合会： http://www.shakaihokenroumushi.jp/
③共済制度について	・私学共済・・・日本私立学校振興・共済事業団 ・公務員共済・・・ 最後に加入していた（または現在所属している）共済組合

※ 休日明けやお手元にお知らせが届いた直後は混み合うことがあります。

※ 今回のお知らせでは、厚生年金の標準報酬月額や国民年金の納付・未納の詳細などはお示してきていません。少しでもご心配のある方は、社会保険事務所等へお越しいただくか、上記の「ねんきん特別便専用ダイヤル」または全国の社会保険労務士会にお問い合わせください。

社会保険庁ホームページでも「ねんきん特別便」に関するQ&Aを掲載しておりますので、併せてご利用ください。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

特別便の送付から記録の統合までの流れ（イメージ）



◆受給者の方々には、平成20年5月までを目途に送付完了

ご質問・お問い合わせ

回答する前に、わからないことや疑問な点があれば

まずは『ねんきん特別便 専用ダイヤル』へ！

0570-058-555



※ IP 電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

（受付時間） ○月～金曜日：午前9時～午後8時まで
○第2土曜日：午前9時～午後5時まで

※オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。
※旧3公社共済組合（J.R.、J.T.、N.T.T）に加入していた方について、恩給等期間（昭和31年7月前の期間）を除いた記録を記載しています。恩給等期間の確認は「ねんきん特別便専用ダイヤル」へお問い合わせください。

ご質問・お問い合わせ	ご連絡先等
①一般の年金相談について （上記以外の年金に関するお問い合わせ）	「ねんきんダイヤル」0570-05-1165
②全国の社会保険労務士会でも、無料で相談窓口を開設しております。	詳しくは、全国社会保険労務士会連合会ホームページをご確認ください。 社会保険労務士会連合会： http://www.shakaihokenroumushi.jp/
③共済制度について	・私学共済・・・日本私立学校振興・共済事業団 ・公務員共済・・・ 最後に加入していた（または現在所属している）共済組合

※ 休日明けやお手元にお知らせが届いた直後は混み合うことがあります。

※ 今回のお知らせでは、厚生年金の標準報酬月額や国民年金の納付・未納の詳細などはお示しできていません。少しでもご心配のある方は、社会保険事務所等へお越しいただくか、上記の「ねんきん特別便専用ダイヤル」または全国の社会保険労務士会にお問い合わせください。

社会保険庁ホームページでも「ねんきん特別便」に関するQ&Aを掲載しておりますので、併せてご利用ください。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

1 必ずご確認・ご回答をお願いします

この度の年金記録をめぐる問題について、心よりお詫び申し上げます。一刻も早く皆様の年金記録を正しいものとするよう、最善を尽くしてまいります。

社会保険庁がわかっているあなたの年金記録をお知らせします。

今回お送りした加入記録に記載もれがないか、記載内容に間違いがないか、十分にご確認いただき、「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答いただきますよう、是非ご協力をお願い申し上げます。

厚生労働大臣 **（大臣のサイン）**

2 加入記録の確認の流れ

「Ⅰ ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」を十分にご確認ください。

- ◆年金記録を確認する際には、2～3ページの見方を参考にしてください。
- ◆記録が変われば年金支給額が増える可能性が高いので、十分にご確認ください。
- ◆回答する前に、わからないことや疑問な点があれば、必ずお近くの社会保険事務所または年金相談センターにお越しいただくか、「ねんきん特別便専用ダイヤル」（TEL 0570-058-555）にお電話ください。

「Ⅱ 年金加入記録回答票」に記入してください。

「Ⅱ 年金加入記録回答票」に記入する際は、4～5ページの記入例を参考にしてください。

「Ⅲ 年金加入記録回答票」を提出してください。

年金加入記録の内容に「もれ」や「間違い」がある場合

年金証書をお持ちになり、お近くの社会保険事務所または年金相談センターでお手続きください。

・社会保険事務所などへお越しいただけない場合は、「ねんきん特別便専用ダイヤル」へご連絡ください（郵送による手続方法をご案内します。）

年金加入記録の内容に「もれ」や「間違い」がない場合

同封の返信用封筒でご返送ください。

・回答する前に、わからないことや疑問な点があれば、必ずお近くの社会保険事務所または年金相談センターにお越しいただくか、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。

3 「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の見方

！ 加入記録を必ずお確かめください。

※「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の大枠内の加入記録を十分にご確認ください。
赤字の **ア** **イ** **ウ** は、特にご確認いただきたいポイントです。

④欄(お勤め先の名称などについて)

- ◆「厚生年金保険」「船員保険」と書かれている場合は、お勤め先が登録されていない場合です。
- ◆ 共済組合名は記録の管理上、実際の所属と異なる共済組合名・支部名が表示される場合があります。(年金額算定には影響ありません。)

⑧欄(国民年金の納付状況について)

◆右の例の場合には、未納の月数は74ヶ月となります。

(加入月数の合計) - (⑧欄の計) = 未納月数

【右の例の場合】
168ヶ月 - 94ヶ月 = 74ヶ月

⑧~⑬欄(加入記録について)

国民年金の納付済月数および厚生年金・船員保険の加入月数の合計をお知らせしています。

⑨欄・⑩欄(加入期間について)

坑内員(厚生年金)・船員(船員保険)であった方については、特別による計算の結果、加入期間が実際の加入月数より長くなっている場合があります。

ねんきん特別便 年金記録のお知らせ

181-9999

東京都杉並区高井戸南
7-14-21

年金 花子 様

432109876543

①基礎年金番号

1234-567890

社会保険庁でわかっているあなたの年金記録は表のとおりです。「もれ」や「間違い」がないか、十分にお確かめください。ある場合も、ない場合も、必ずご回答をお願いします。

なお、表の記載では、厚生年金の標準報酬月額、国民年金の納付・未納の詳細などはお示してきていませんので、少しでもご心配のある方は、社会保険事務所等にお問い合わせください。

生年月日 昭和17年 4月 2日

作成年月日 平成19年12月 1日

(あなたの加入記録)

② 番号	③加入 制度	④お勤め先の名称または共済組合名等	⑤資格を取得した年月日	⑥資格を失った年月日	⑦の加入 月数
①ア この前の期間について、加入歴はございませんでしょうか？					
1	厚年	ABC工業	昭和37. 4. 1	昭和46. 10. 1	114
2	国年	国民年金	昭和46. 10. 1	昭和58. 10. 1	144
3	厚年	年金商店	昭和59. 10. 1	昭和61. 11. 1	25
①イ 空白の期間について、加入歴はございませんでしょうか？					
4	国年		平成 1. 4. 1	平成 3. 3. 1	24
5	厚年	東京株式会社	平成10. 4. 1	平成13. 8. 1	40
①ウ このあとの期間について、加入歴はございませんでしょうか？					
6	共済	〇〇共済組合	平成13. 8. 1	平成14. 4. 1	8

⑧国民年金					⑨厚生年金納付		⑩船員保険		⑪年金加入 期間合計 (⑧+⑨+⑩)	
納付済 月数	未納 月数	合計 月数	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間				
94	0	94	79 (40)	179 (40)	0	0			273	
国民年金の加入月数の合計					168					
⑬共済組合加入月数			⑬合計加入期間(⑧+⑨)							
6			281							

⑬備考欄(特別扱いの期間等)

※ 遺族年金を受けておられる方には、ご自身の「ねんきん特別便」とは別に、遺族年金の額となっていることになった方の加入記録を記載した「ねんきん特別便1」を送付しています。

年金を受け始めた後の厚生年金などの加入記録について

◆ 今回のお知らせでは、現在受けておられる年金額についての加入期間をお知らせしています。

◆ そのため、年金を受け始めた後にも働かれ、厚生年金共済制度に加入中である場合には、年金を受け始めた後の加入記録は記載されていません。その記録は、退職後に年金額に反映されます。

⑥欄(資格を失った年月日について)

◆ 年金制度に加入しなくなった年月日(退職した日などの翌日)を表示しています。

⑤欄・⑥欄(日付の空欄について)

◆ 共済制度で、月単位で記録を管理している場合は、日付は空欄となっています。

厚生年金基金について

◆ 厚生年金加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。

【厚生年金基金についてのお問い合わせ】

- ◆ 加入期間が10年未満で脱退された方
→ 企業年金連合会
(年金相談専用ダイヤル: 0570-02-2666)
- ◆ 加入期間が10年以上で脱退された方と
現在加入中の方
→ お勤め先(または当時のお勤め先)に確認の
うえ、各厚生年金基金へお問い合わせください。

より詳しい内容を確認したい方へ

◆ 今回のお知らせでは、厚生年金などの標準報酬月額はお示してきていません。また、国民年金の納付・未納の全体状況は⑧欄でわかりませんが、その詳細はお示してきていません。

※ 標準報酬月額: 保険料などを計算するために、月給を一定の幅で区分した金額に当てはめたもの。

◆ これらの内容をご確認されたい場合には、最寄りの社会保険事務所へお越しいただくか、「ねんきん特別便専用ダイヤル」または全国の社会保険労務士会にお問い合わせください。

4 「Ⅱ 年金加入記録回答票」の記入例

記録に「もれ」や「間違い」がある場合のご記入方法

ア欄：お知らせした記録に誤りがあると思われる場合は、該当する記録の番号（加入記録の②欄の番号）を記入してください。追加の場合は空欄で結構です。

イ欄：加入していた制度を○で囲んでください。

ウ欄：お勤め先の名称（本社、支社、本店、支店、営業所、工場等の名称についても）をできるだけ詳しく記入してください。国民年金の場合は、記入の必要はありません。

エ欄：お勤め先の本社、本店等の所在地をできるだけ詳しく記入してください。詳しくわからない場合は市区町村名でも結構です。国民年金の場合は、当時の住所をできるだけ詳しく記入してください。

オ欄：勤務期間または国民年金の加入期間を記入してください。詳しくわからない場合は、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春（夏・秋冬）頃」といった記入でも結構です。

カ欄：当時の「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」をお持ちの方は「記号番号」を記入してください。わからない場合は、省略しても結構です。

婚姻・養子縁組などで姓が変わる前の記録がもれている場合には、旧姓をご記入ください。

※共済制度については、制度が異なるため、別途、共済制度からも加入記録をお知らせしますので、その際に訂正が可能です。

お問い合わせ先は、6ページの③を参照

Ⅱ 年金加入記録回答票

① お送りしたすべての方にご回答をお願いします。
② 記入にあたっては、同封のリーフレットを参考にしてください。
③ ご記入いただいた内容については秘密を守ります。

1. はじめに、下の太枠内にご記入ください。 (提出年月日 平成 20年 5月 10日)

ネンキン ハク		受給者用	
フリガナ 氏名	年金 花子	納付番号	987654321012
〒	〒	生年月日	明治・大正 昭和・平成 17年 4月 2日 男 女
東京都杉並区高井戸南7-14-21			
代表人氏名		代表人住所	

2. お知らせした年金記録の内容に、「もれ」や「間違い」がありますか。
(十分に確認いただき、該当する方に○を記入してください。)

○	① 「もれ」や「間違い」がある (→3, 4. にお進みの上、表面を必ずご確認ください。)
○	② 「もれ」や「間違い」がない (→4. にお進みの上、同封の返信用封筒でご返送ください。)

3. 上の2. で①を選んだ場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容を記入してください。
(わかる範囲で記入ください。)

ア 該当 番号	イ 加入 制度	ウ (フリガナ) お勤め先の名称または 共済組合名等	エ お勤め先の所在地または国 民年金に加入していた当時 の住所	オ 勤務期間または 国民年金加入期間	カ 年金手帳の記号番号 当時の旧姓
1	国保 船共	タカイト カブシキガイシャ 高井戸株式会社	東京都杉並区 高井戸北6-5-4	1935年 4月 1日から 1937年 3月 31日まで	1234-555555 鈴木
2	国保 船共		東京都渋谷区 社保町1-2	1940年 10月 1日から 1950年 9月 30日まで	
	国保 船共			年 月 日から 年 月 日まで	

4. 平成8年12月以前に、結婚などで姓が変わった方で、姓が変わる前にも年金に加入したことがある方は、その旧姓と姓が変わった年月をご記入ください。

フリガナ 旧姓	スズキ ハナコ	姓が変わった年月
フリガナ 旧姓	鈴木 花子	昭和46年 10月
フリガナ 旧姓		姓が変わった年月
フリガナ 旧姓		年 月

(注)3. 及び4. について、上記の欄内に書ききれない場合は、お手数ですが別途便せんなどにご記入ください。

太枠内についてご記入ください

氏名、生年月日、性別、現住所、電話番号をご記入ください。

お届けした氏名・生年月日・住所が異なっている場合には、お手数ですが、別途、お近くの社会保険事務所又は年金相談センターの窓口で、変更の手続きをお願いします。

代理人について

・ご本人が病氣、ケガなどにより記入できず、代理の方がこの回答票を記入された場合に、ご記入ください。

十分にご確認の上、ご回答ください

◆2～3ページを参考に、年金記録にもれがないか、記載内容に間違いがないか、十分にご確認いただき、該当する方に○を記入してください。

◆回答する前に、わからないことや疑問な点があれば、必ずお近くの社会保険事務所または年金相談センターにお越しいただくが、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。

旧姓と姓が変わった年月をご記入下さい

◆平成8年12月以前に婚姻・養子縁組などで姓が変わった方で、姓が変わる前にも年金に加入したことがある方は、その当時の記録が別々になっているかもしれませんので、旧姓と姓が変わった年月をご記入ください。

「ねんきん特別便」の発送予定件数について

平成19年12月11日時点(推計)	平成20年2月19日時点(見込み)
-------------------	-------------------

第1次名寄せ分 約850万人 【約1100万件】	→	第1次名寄せ分等 約920万人 【約1090万件】
---------------------------------------	---	--

年金受給者	約250万人 【約300万件】
-------	--------------------

年金受給者	約230万人 【約270万件】
-------	--------------------

現役加入者	約600万人 【約800万件】
-------	--------------------

現役加入者	約690万人 【約820万件】
-------	--------------------

※ 第1次名寄せ分等には、年金手帳記号番号払出簿等を参照して氏名等を補正した記録分（第1次・第2次名寄せを同時に実施）が含まれている。

第2次名寄せ分 約100万人～200万人	→	第2次名寄せ分 約110万人 【約115万件】
--------------------------------	---	--------------------------------------

年金受給者	約50万人 【約55万件】
現役加入者	約60万人 【約60万件】

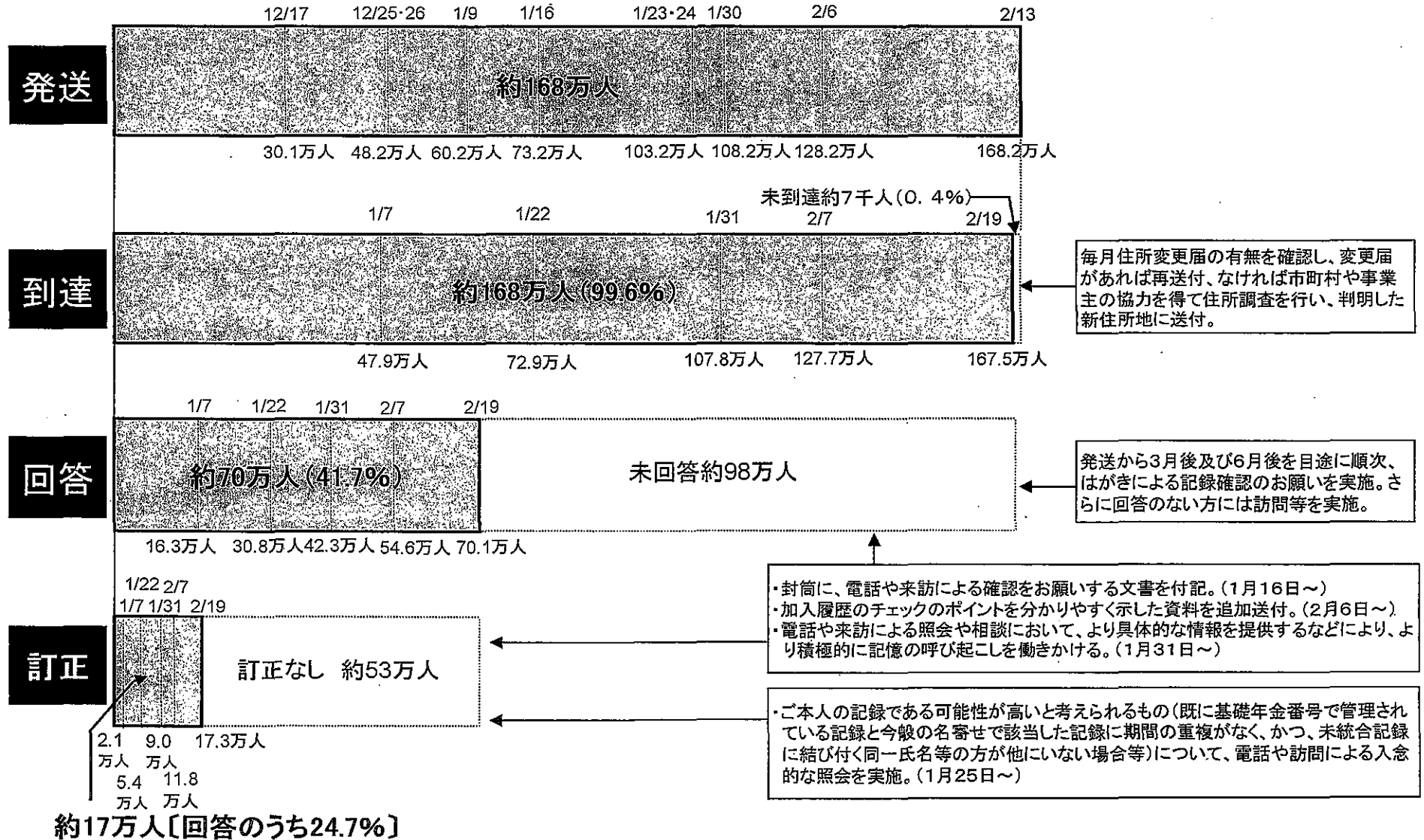
資料3-4

「ねんきん特別便」の状況（平成20年2月19日現在）

発送			回答		対策
発送日	年金受給者	現役加入者			
			未到達 1月7日時点 2千人強(0.5%) → 2月19日現在 7千人強(0.4%)		毎月住所変更届の有無を確認し、変更届があれば再送付、なければ市町村や事業主の協力を得て住所調査を行い、判明した新住所地に送付。
19年 12月17日 25,26日	約30万人 約18万人		未回答 1月7日時点 約32万人(65.7%) ↓ 2月19日現在 約97万人(57.9%)		発送から3か月後及び6か月後を目途に順次、はがきによる記録の確認のお願いを実施。さらに回答のない方には訪問等を実施。
20年 1月9日 16日 23,24日 30日 2月6日 13日	約12万人 約13万人 約30万人 約5万人 約20万人 約40万人		回答 1月7日時点 約16万人 (33.8%) ↓ 2月19日現在 約70万人 (41.7%)	訂正あり 1月7日時点 約2万人(4.4%) ↓ 2月19日現在 約17万人(10.3%)	再裁定等の手続を行う。
	計 約168万人			訂正なし 1月7日時点 約14万人(29.4%) ↓ 2月19日現在 約53万人(31.4%)	<ul style="list-style-type: none"> ・封筒に、十分な確認を促すための注意喚起を付記。(1月16日より) ・ご本人の記録である可能性が高いと考えられるもの(既に基礎年金番号で管理されている記録と今般の名寄せで該当した記録に期間の重複がなく、かつ、未統合記録に結び付く同一氏名等の方が他にいない場合等)について、電話や訪問による入念的な照会を実施。(1月25日より) ・電話や来訪による照会や相談において、より具体的な情報を提供するなどにより、より積極的に記憶の呼び起こしを働きかける。(1月31日より) ・加入履歴のチェックのポイントを分かりやすく示した注意喚起の資料を追加送付。(2月6日より) ・2月6日前に送付した方に対して、注意喚起の資料を含め、「ねんきん特別便」を再送し、必ず相談・確認・回答いただくことを徹底。(3月下旬)
2月20日 27日	約40万人 約24万人 計 約232万人	約35万人 約89万人 計 約124万人			

「ねんきん特別便」の回答状況について(2月19日現在)

社会保険庁



毎月住所変更届の有無を確認し、変更届があれば再送付、なければ市町村や事業主の協力を得て住所調査を行い、判明した新住所地に送付。

発送から3月後及び6月後を目途に順次、はがきによる記録確認のお願いを実施。さらに回答のない方には訪問等を実施。

- 封筒に、電話や来訪による確認をお願いする文書を付記。(1月16日～)
- 加入履歴のチェックのポイントを分かりやすく示した資料を追加送付。(2月6日～)
- 電話や来訪による照会や相談において、より具体的な情報を提供するなどにより、より積極的に記憶の呼び起こしを働きかける。(1月31日～)

- ご本人の記録である可能性が高いと考えられるもの(既に基礎年金番号で管理されている記録と今般の名寄せで該当した記録に期間の重複がなく、かつ、未統合記録に結び付く同一氏名等の方が他にいない場合等)について、電話や訪問による入念的な照会を実施。(1月25日～)

(注)「訂正」は、社会保険事務所等で受け付けた「年金加入記録照会票」の数である。

「年金記録問題に関する今後の対応」(平成20年1月24日年金記録問題に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえた「ねんきん特別便」に関する取組について

① 「必ずご確認・ご連絡をお願いします」の同封

- 加入履歴のチェックポイントを分かりやすくお示しした資料を新たに「ねんきん特別便」に同封(2月6日発送分～)。すでに「ねんきん特別便」を送付した方に対しても追加送付。

② 「ねんきん特別便相談対応マニュアル」の改訂

- 「年金記録問題作業委員会」において取りまとめた「ねんきん特別便に係る今後の情報提供について」等を踏まえて改訂し、来訪や電話による相談対応に際して、相談者の方に対して懇切丁寧により具体的な情報をお伝えし、相談者の方の記憶の呼び起こしを積極的に働きかけることとした(1月31日～)。

③ 政府広報等による注意喚起

- 当面の政府広報等は、これまでの状況を踏まえ、以下の点に留意して実施。
 - ・ ご本人による回答の前に、社会保険事務所や「ねんきん特別便専用ダイヤル」等に照会していただくよう促す。
 - ・ 受け取る年金額が増額となる具体例を示す。
 - ・ 特に、平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた方に対して重点的に注意喚起を行う。

【備考】

- ・ 「訂正なし」の回答への対応については、当面の対応として、ご本人の記録である可能性が高いと考えられるもの(すでに基礎年金番号で管理されている記録と今般の名寄せで該当した記録に期間の重複がなく、かつ、未統合記録に結び付く同一氏名等の方が他にいない場合等)について、電話や訪問による入念的な照会を開始したところ。

必ずご確認・ご連絡をお願いします

年金受給者用

あなたの年金に結び付く可能性のある年金加入記録がみつかりました。
 記録が変われば年金支給額が増える可能性が高いので、お送りしたねんきん特別便の「あなたの加入記録」の部分を確認していただき、必ず、年金加入記録照会票に記入の上、社会保険事務所におこしいただくか、ねんきん特別便専用ダイヤル(0570-058-555)にご連絡をお願いします。

社会保険事務所窓口や、ねんきん特別便専用ダイヤルでは、あなたの年金に結び付く可能性のある記録の情報をお伝えし、確認します。

※以下は、一つの記載例ですが、赤字の㊦ ㊧ ㊨の見方を参考に確かめてください。

② 番号	③加入制度	④お勤め先の名称または共済組合名等	⑤資格取得年月日	⑥資格喪失年月日	⑦加入月数
1	船保	ABC船舶	昭和37. 4. 1	昭和46. 10. 1	114
2	国年	国民年金	昭和46. 10. 1	昭和58. 10. 1	144
3	厚年	年金鉱山株式会社	昭和59. 10. 1	昭和61. 11. 1	25
4	厚年	東京株式会社	平成 1. 4. 1	平成 3. 4. 1	24
5	共済	〇〇共済組合	平成10. 4. 空欄	平成13. 8. 空欄	40
6	国年	国民年金	平成13. 8. 1	平成14. 4. 1	8

㊦ この前の期間について、加入歴はございませんでしょうか？

㊧ 空白の期間について、加入歴はございませんでしょうか？

㊨ このあとの期間について、加入歴はございませんでしょうか？

1年間の空白

2年5ヶ月間の空白

7年間の空白

必ずご確認・ご連絡をお願いします

被保険者用

あなたの年金に結び付く可能性のある年金加入記録がみつかりました。

記録が変われば年金支給額が増える可能性が高いので、お送りしたねんきん特別便の「あなたの加入記録」の部分を確認していただき、必ず、年金加入記録照会票に記入の上、社会保険事務所におこしいただくか、ねんきん特別便専用ダイヤル(0570-058-555)にご連絡をお願いします。

社会保険事務所窓口や、ねんきん特別便専用ダイヤルでは、あなたの年金に結び付く可能性のある記録の情報をお伝えし、確認します。

※以下は、一つの記載例ですが、赤字の㉗ ㉘ ㉙の見方を参考に確かめてください。

② 番号	③加入制度	④お勤め先の名称または共済組合名等	⑤資格取得年月日	⑥資格喪失年月日	⑦加入月数
			㉗ この前の期間について、加入歴はございませんでしょうか？		
1	船保	ABC船舶	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2	国年	国民年金	#平成 5. 10. 1	平成 7. 5. 1	19
3	厚年	東京株式会社	#平成 7. 4. 1	平成 8. 4. 1	12
4	共済	〇〇共済組合	平成 8. 10. 00	平成12. 4. 00	42
5	厚年	高井戸社会保険 株式会社	平成16. 4. 1	空欄	43
			㉘ このあとの期間について、加入歴はございませんでしょうか？		

「#」は加入期間の重複を表します。これが表示されている場合も、ご連絡をお願いします。

㉘ 空白の期間について、加入歴はございませんでしょうか？

6ヶ月間の空白

4年間の空白

年金制度に加入しなくなった年月日を表示しています。現在加入中である場合は空欄となります。

ねんきん特別便に係る今後の情報提供について

平成 20 年 1 月 25 日
年金記録問題作業委員会

1. 基本的な考え方

本年 3 月までを目途に行っている「ねんきん特別便」は、5000 万件の未統合記録と 1 億人の記録とのコンピュータ上の突合せの結果、結び付く可能性のある方々を対象としている。「ねんきん特別便」の送付を受けられた方々においては、十分にご記憶を喚起の上、回答をいただくようお願いしているが、現在、「ねんきん特別便」を送られている方々は受給者であり、古い記録も多く、「訂正なし」の回答に係るサンプル調査の結果等を踏まえると、より効果的に記憶を喚起する工夫を講じるとともに、提供する情報をより具体化し、懇切丁寧な相談を行うべきである。

なお、ご本人の記憶の確認に当たっては、個人情報保護の観点から必要な配慮を行うべきことは言うまでもない。

2. 今後の情報提供の基本的な方針

名寄せの結果、結び付く可能性があると考えられる年金記録を正しく結びつけるためには、①年金制度への加入期間、②加入年金制度、及び③国民年金の場合には市区町村名、厚生年金の場合には勤め先の所在地・名称のそれぞれが、ご本人の記憶と結び付く可能性のある記録と内容的に合致していることが必要である。

(1) 来訪相談における対応

ア コンピュータ上の突合せにより出てきた記録が相談に来られた方のものである可能性が高い場合※、次の情報を提供する。

※ その方の年金記録上の加入期間の空白の期間に、結び付く可能性がある記録が当てはまり、かつ、その記録についてコンピュータ上の突合せで同姓同名・同生年月日の方がいない場合。

① 年金制度への加入期間、加入年金制度の種別

年金制度への加入期間の年月及び国民年金、厚生年金等の加入年金制度の種別について情報を提供し、確認していただく。

② 国民年金の場合の居住市区町村名

相談におけるやり取りや内容などにより、記録が明らかにその方に結び付かないと考えられる場合を除き、都道府県名及び市区町村名をお伝えし、ご本人に確認していただく。

③ 厚生年金の場合の事業所の所在地、業種・事業形態及び名称

相談におけるやり取りや内容などにより、記録が明らかにその方に結び付かないと考えられる場合を除き、事業所の所在地、業種、株式会社・有限会社等の別、及び名称をお伝えし、ご本人に確認していただく。

イ 上記ア以外の場合

① 年金制度への加入期間、加入年金制度の種別

上記アと同様とする。ただし、他の方の記録である可能性があることを考慮し、お伝えする方法について工夫する。

② 国民年金の場合の居住市区町村名

上記アと同様とする。ただし、他の方の記録である可能性があることを考慮し、お伝えする方法について工夫する。

③ 厚生年金の場合の事業所の所在地、業種・事業形態及び名称

上記アと同様とする。ただし、他の方の記録である可能性があることを考慮し、固有名称以外の情報を提供することとし、固有名称についての記憶の喚起を促す。

(2) 電話相談の場合

上記ア・イの場合に準ずる。ただし、電話相談の場合には本人確認がしにくいことなど対面相談ではないという特性を考慮し、記録がその方に結び付かないと考えられる場合には、上記アのうち、①年金制度への加入期間、国民年金、厚生年金等の加入年金制度の種別までとし、社会保険事務所の来訪相談へ行かれるよう促す。

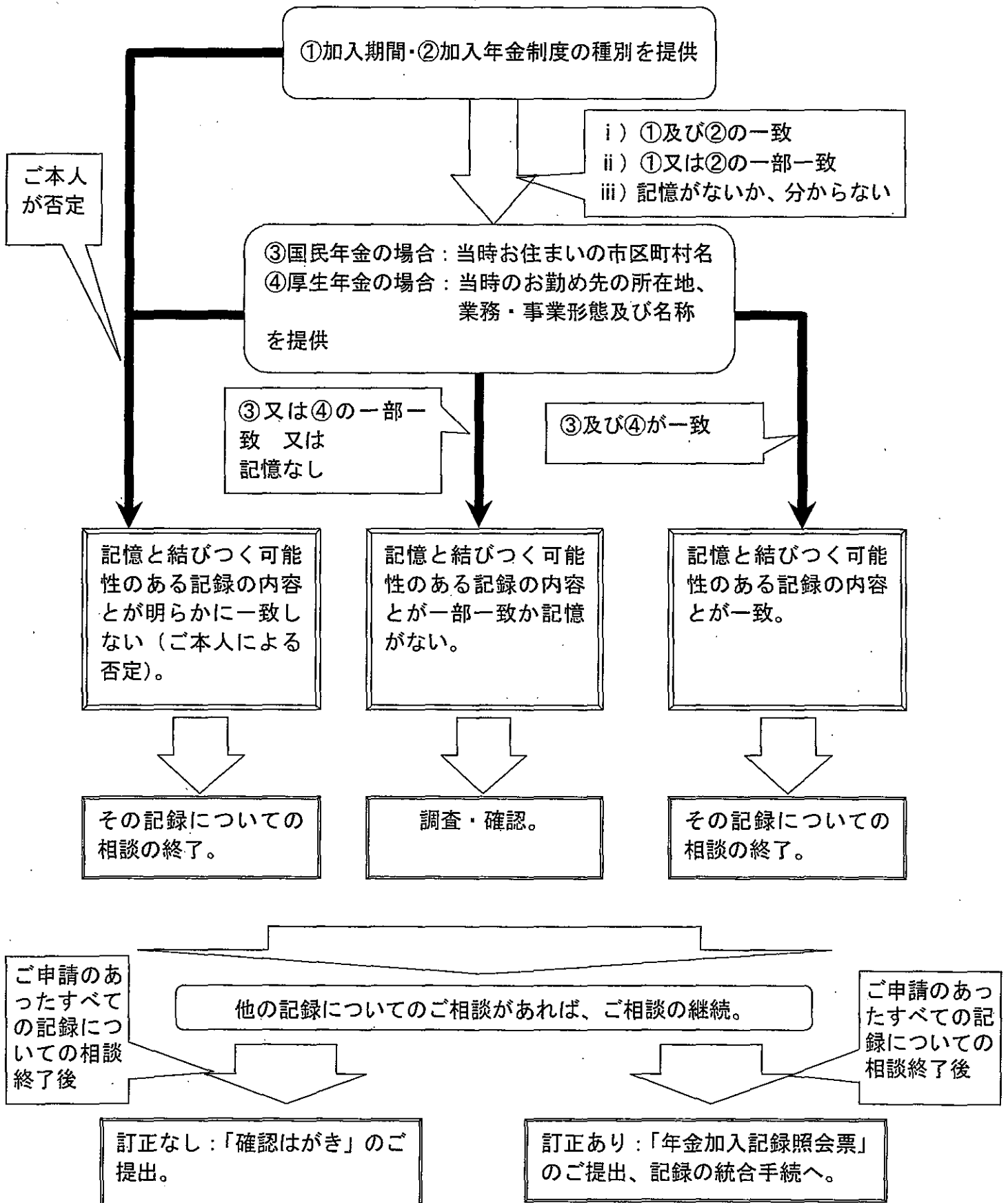
(3) 留意事項

具体的な情報提供に当たっては、勤務先事業所近辺の有名な建物等の付随的な問いかけ、都道府県から市町村など対話形式による順次の絞り込みなどを工夫する。

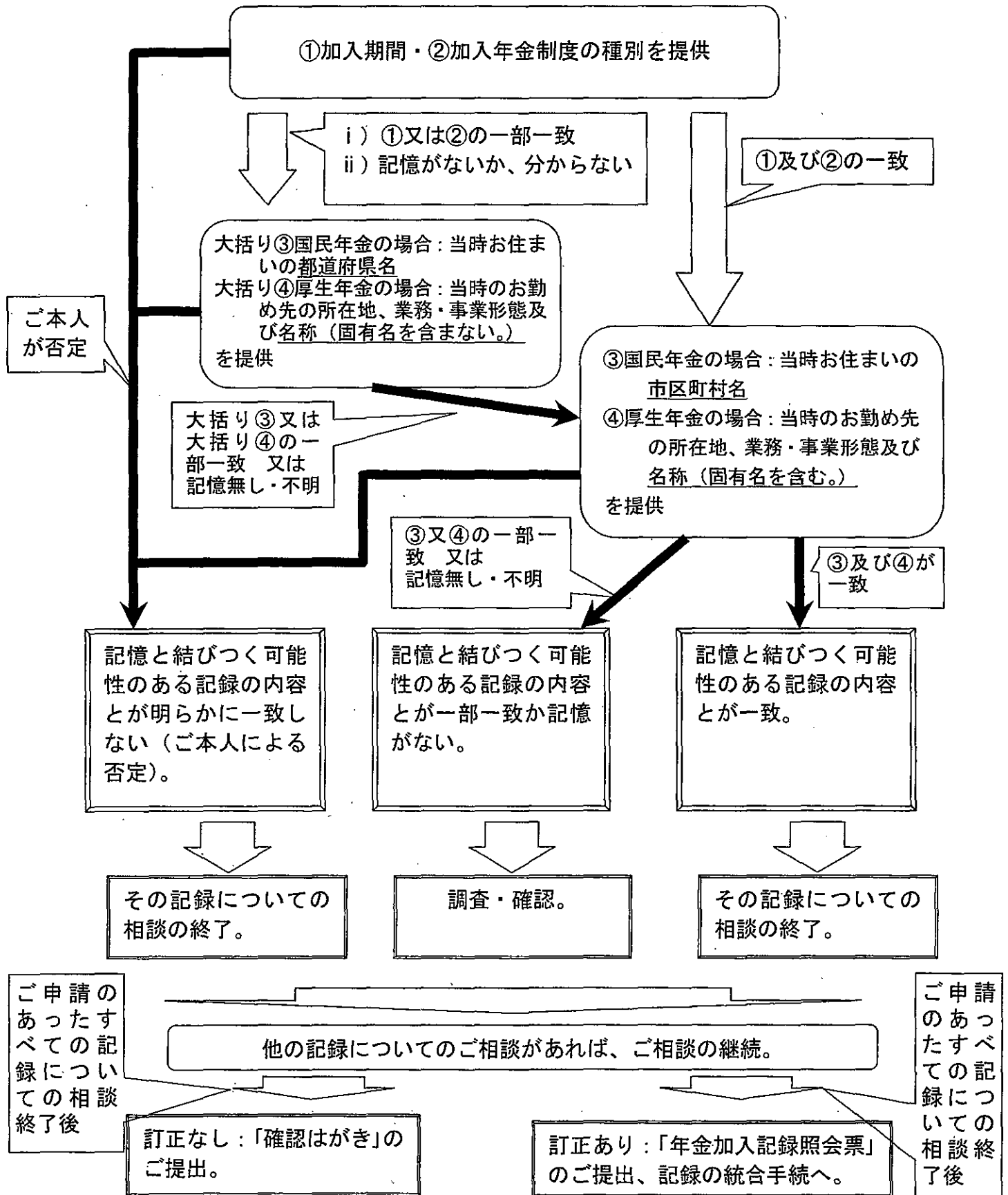
また、「見方が分かりにくい」など、一般的照会に対しても、具体的記述に言及できるようにするなど、今後の状況に応じて更なる工夫に努める。

さらに、社会保険労務士による相談の活用を図る。

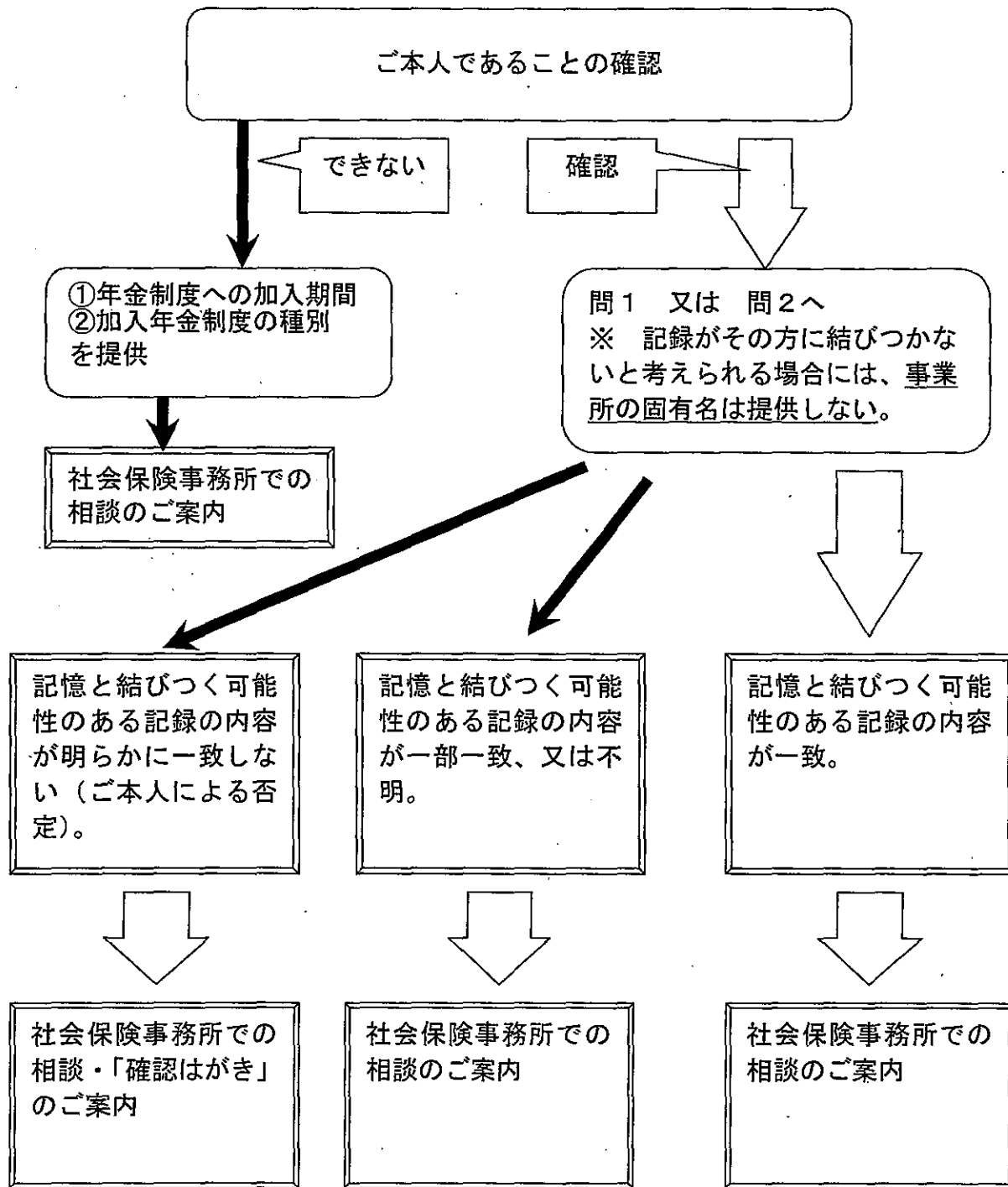
コンピュータ上の突合せにより出てきた記録が相談に来られた方のものである蓋然性が高い場合の来訪相談の流れの概要



コンピュータ上の突合せにより出てきた記録が相談に来られた方のものである蓋然性が高い場合以外の場合（問1の対象となった相談者以外の相談者の場合）の来訪相談の流れの概要



電話相談の流れの概要



ねんきん特別便に「訂正なし」と回答した方に対する 入念照会の状況

平成20年3月3日
社会保険庁

【入念照会の概要】

○これまでに送付した「ねんきん特別便」に関して、「訂正なし」の回答をいただいた方のうち、その方の記録である可能性が高いと考えられる方（ご本人の基礎年金番号の記録と、それに結び付く可能性のある記録との間に期間の重複がなく、かつ、結び付く可能性のある方が他にいない方）について、平成20年1月25日より、電話及び個別訪問による入念照会を開始したところであり、これまでの状況は以下のとおりである。

1. 入念照会を行った方

17,103人（平成20年2月15日現在）

2. 記録の確認結果

確認の結果	人 数	割 合
ご本人の記録であると確認できた方	13,426	78.5%
情報提供を行ったが、ご本人の記録であると確認できなかった方	3,677	21.5%
計	17,103	100.0%

※回答をいただいた方に対し、結び付く可能性のある記録の加入期間、年金種別を示すとともに、その記録が厚生年金の場合は事業所名及び事業所の所在地市区町村を、国民年金の場合は当時の住所地市区町村を示した。

※「ご本人の記録であると確認できた方」については、社会保険事務所又は年金相談センターに来訪していただき、記録の訂正の手続きを行っていただくようお願いしている。

3. 社会保険事務所等への相談等の状況

相談の有無	人 数	割 合
社会保険事務所や年金相談センターに来訪相談をした方	556	3.3%
「ねんきん特別便専用ダイヤル」に電話相談をした方	127	0.7%
電話と来訪いずれも相談をした方	24	0.1%
相談をしていない方	16,396	95.9%
計	17,103	100.0%

4. 確認はがきで「訂正がない」と回答した理由

「訂正がない」と回答した理由	人 数	割 合
年金記録に間違いがないと思っていた	7, 532	44. 0%
すでに年金記録の確認を行っている	2, 074	12. 1%
他に年金制度に加入した記憶がない	1, 791	10. 5%
年金記録が思い出せなかった	1, 218	7. 1%
手続方法がわからなかった	1, 067	6. 2%
年金額がそれほど増える訳ではない	1, 034	6. 1%
自分の年金記録ではないため思い出せなかった（遺族年金の方）	905	5. 3%
あまり関心がない	841	4. 9%
現在の年金額で満足している	298	1. 8%
その他	343	2. 0%
計	17, 103	100. 0%

「ねんきん特別便」送付対象者の回答状況について

1. 調査の概要

「ねんきん特別便」の送付を開始した12月17日の送付対象者、及び「ねんきん特別便」に年金記録の見方のポイントを同封し始めた2月6日送付対象者のそれぞれについて、1000サンプルを抽出し、104の電話照会で電話番号が判明した方にアンケート調査を実施した。調査は2月22日～24日にかけて、全国の社会保険事務所において行った。

2. 調査結果の概要

(1) サンプル調査の回答の状況

	12月17日発送分		2月6日発送分		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
回答あり	433	42.9%	436	43.2%	869	43.0%
回答なし	21	2.1%	16	1.6%	37	1.8%
不在	141	13.9%	162	16.1%	303	15.0%
電話番号不明	415	41.1%	395	39.1%	810	40.1%
合計	1,010	100.0%	1,009	100.0%	2,019	100.0%

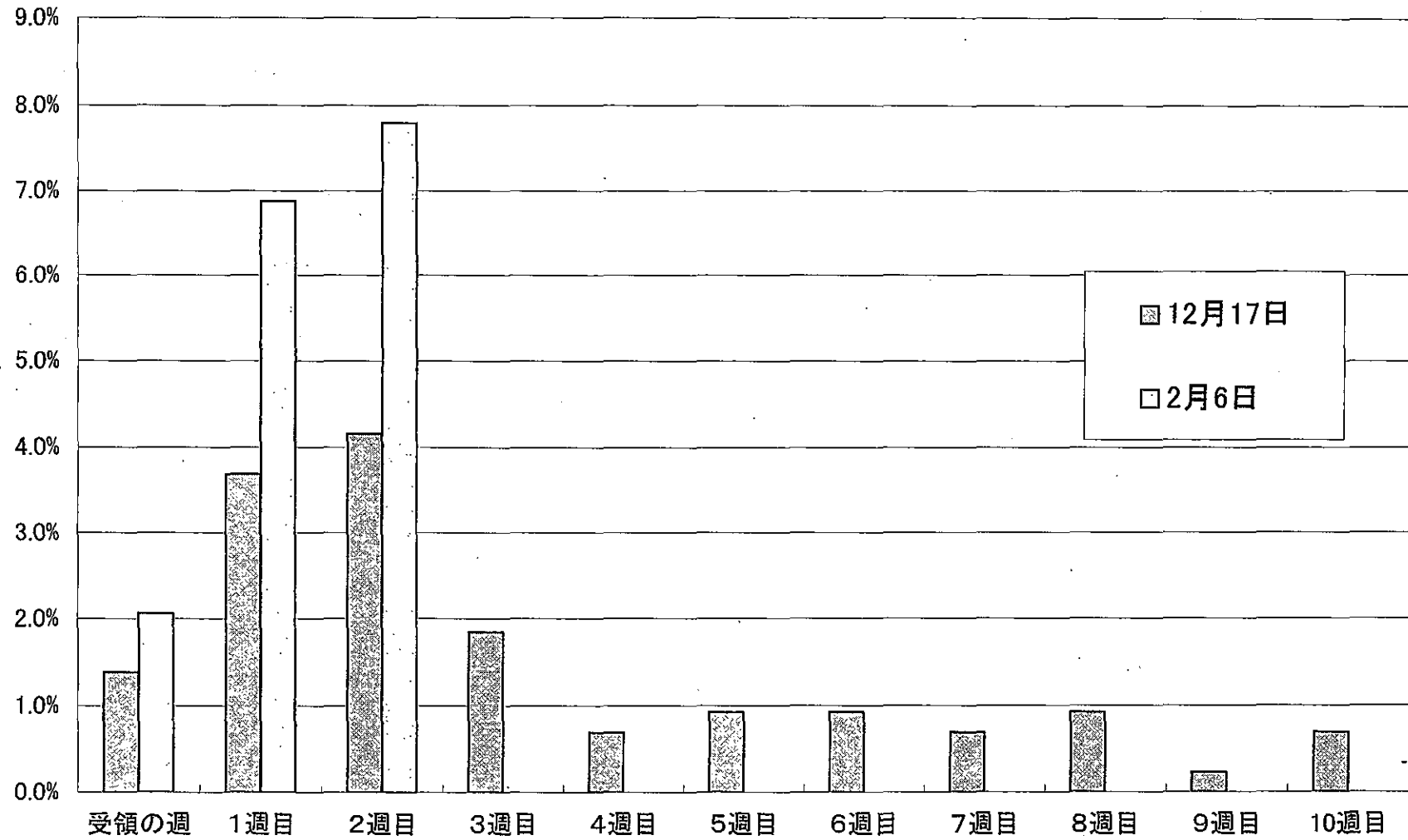
(2) 回答ありの場合の手続きの状況

	12月17日発送分		2月6日発送分		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
照会票提出	70	16.2%	73	16.7%	143	16.5%
確認はがき提出	195	45.0%	137	31.4%	332	38.2%
未手続き	168	38.8%	226	51.8%	394	45.3%
合計	433	100.0%	436	100.0%	869	100.0%

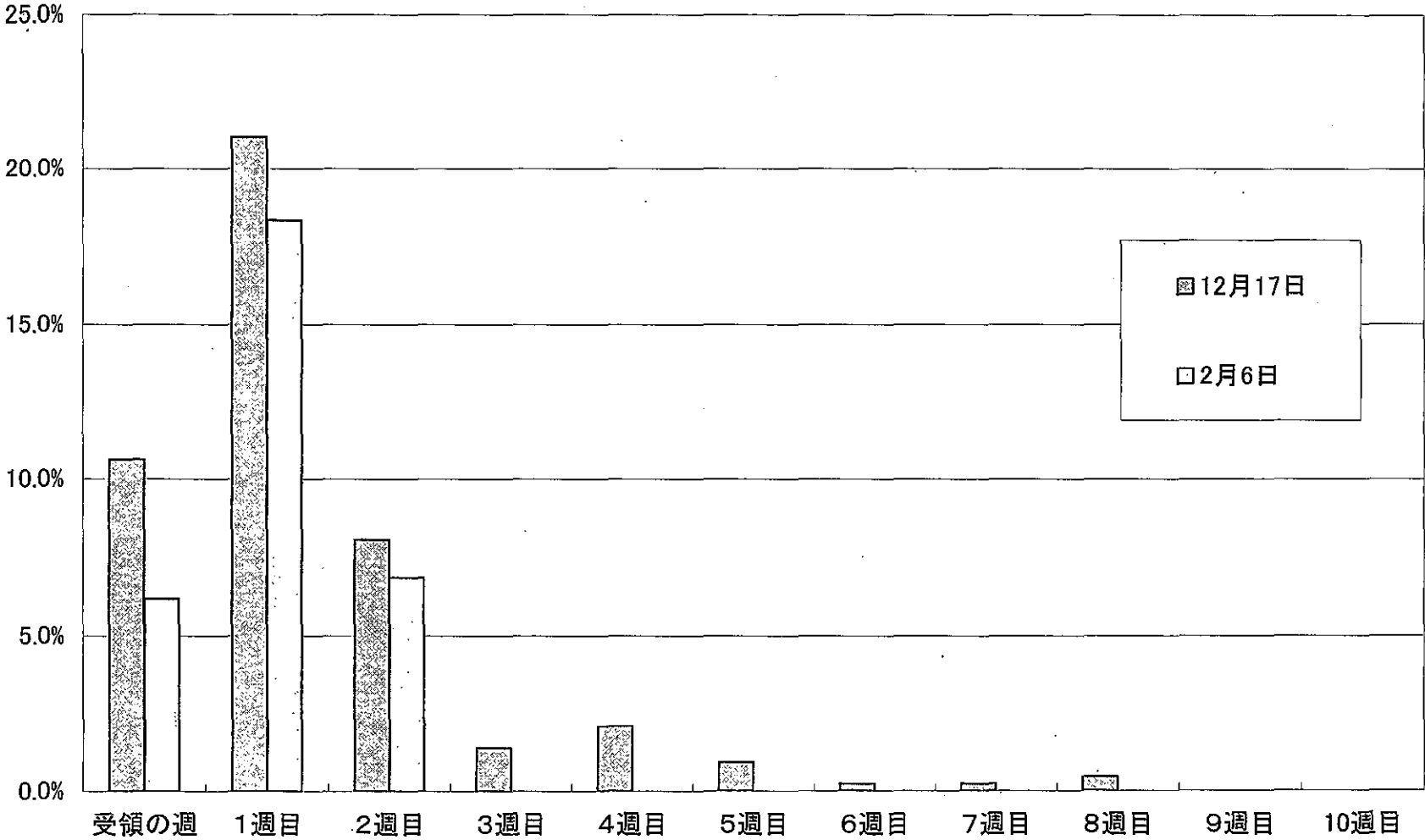
(3)回答までに要する期間(回答ありの方に対する割合)

	12月17日発送者(回答あり 433人)						2月6日発送者(回答あり 436人)					
	照会票	割合	確認はがき	割合	合計	割合	照会票	割合	確認はがき	割合	合計	割合
受領の週	6	1.4%	46	10.6%	52	12.0%	9	2.1%	27	6.2%	36	8.3%
1週目	16	3.7%	91	21.0%	107	24.7%	30	6.9%	80	18.3%	110	25.2%
2週目	18	4.2%	35	8.1%	53	12.2%	34	7.8%	30	6.9%	64	14.7%
小計	40	9.2%	172	39.7%	212	49.0%	73	16.9%	137	31.6%	210	48.5%
3週目	8	1.8%	6	1.4%	14	3.2%	-	-	-	-	-	-
4週目	3	0.7%	9	2.1%	12	2.8%	-	-	-	-	-	-
5週目	4	0.9%	4	0.9%	8	1.8%	-	-	-	-	-	-
6週目	4	0.9%	1	0.2%	5	1.2%	-	-	-	-	-	-
7週目	3	0.7%	1	0.2%	4	0.9%	-	-	-	-	-	-
8週目	4	0.9%	2	0.5%	6	1.4%	-	-	-	-	-	-
9週目	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%	-	-	-	-	-	-
10週目	3	0.7%	0	0.0%	3	0.7%	-	-	-	-	-	-
合計	70	16.2%	195	45.0%	265	61.2%	73	16.7%	137	31.4%	210	48.2%

照会票の提出状況



確認はがきの提出状況



相談体制の強化について

① 社会保険事務所等の相談体制の拡充

「ねんきん特別便」の送付の本格化に伴い、相談体制を順次拡充。

- ねんきん特別便専用コールセンターの最大席数
350席 (19.12.17) → 700席 (20.1.21) → 1000席 (20.2.12) (→最大1300席まで拡充)
- 社会保険事務所の窓口相談
 - ・ 来訪相談用の臨時相談窓口の設置
 - ・ 社会保険庁OB、社会保険労務士等に協力を求め、相談窓口へ配置
 - ・ 来訪相談の増加、相談後の記録の確認・補正業務に他の部門の職員を弾力的に配置
 - ・ 事務所間の職員の配置の弾力化
- 出張相談等の実施

② 社会保険労務士の協力による相談の実施

身近な場所で気軽に相談できるようにするため、社会保険労務士の協力を得て、以下について着手又は準備中。

- ・ 全国の社会保険労務士事務所及び都道府県社会保険労務士会の年金相談センターで相談を実施
- ・ 協力を得られる市区町村、郵便局、農漁協において、社会保険労務士による相談を実施
- ・ 各都道府県社会保険労務士会に窓口装置(WM)を貸与予定
- ・ これらの取組に係る周知・広報

年金記録の統合等に係る作業の主な進捗状況（ポイント） 《平成 20 年 2 月 15 日現在》

「5000 万件」の名寄せ・加入履歴等のお知らせ（ねんきん特別便）

- 「5000 万件」の記録と 1 億人の記録とのコンピュータ上での突合せを順次実施中。
- 平成 19 年 12 月 17 日から、第 1 次名寄せの結果記録が結びつく可能性がある年金受給者へ、「ねんきん特別便」を順次送付中。これまでに約 168 万人の方へ送付済。
- 平成 20 年 3 月末までに、名寄せの結果記録が結びつく可能性がある年金受給者及び現役加入者に順次送付する予定。

(注) 名寄せの内容

第 1 次名寄せは、氏名・性別・生年月日の 3 項目で名寄せを実施した上で、基礎年金番号で管理されている年金加入記録と期間重複チェックを行うもの。

第 2 次名寄せは、上記 3 項目の一部について条件を緩和し、名寄せ等を実施するもの。

相談・広報

- 来訪相談、巡回相談及び電話相談を強化。
 - ・ 相談件数の増加に合わせて、市町村や商工会議所、商工会等で行う巡回相談を強化。
 - ・ 「ねんきん特別便」専用ダイヤルを拡充。
700 席（平成 20 年 1 月 21 日）→ 1000 席（平成 20 年 2 月 12 日）→ 最大 1300 席
- 広報
 - ・ 社会保険庁の HP に「ねんきん特別便」のコーナーを開設（平成 19 年 12 月 14 日）。
 - ・ 「ねんきん特別便」の送付に合わせ、趣旨、加入記録の確認方法や、記録訂正の手続等について、新聞、TV、ラジオ、HP を中心として周知広報を実施（平成 19 年 12 月～。例：新聞折込広告（平成 19 年 12 月 17 日））。
- 市町村、経済団体、企業、社会保険労務士等との協力・連携の下に、国を挙げて、記録確認の周知徹底、ねんきん特別便の内容・手続等に関する広報、相談体制の確保等に取り組む。

コンピュータの記録と台帳等の記録の突合せ

- 被保険者台帳等の社会保険事務所における保管状況、市町村の国民年金被保険者名簿の保管状況等を把握、公表（平成 19 年 8 月 23 日、9 月 10 日）。
- 記録の突合せ
 - ・ 厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査を実施中（平成 20 年 1 月 17 日～）。
 - 来年度以降、厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査の結果の分析等を行う。
 - 国民年金の特殊台帳等の記録の突合せについて、具体的な実施方法等を検討。

年金記録の統合等に係る作業の主な進捗状況（ポイント）

《平成 20 年 2 月 15 日現在》

「5000 万件」の名寄せ・加入履歴等のお知らせ（ねんきん特別便）

- 「5000 万件」の記録と 1 億人の記録とのコンピュータ上での突合せを順次実施中。
- 平成 19 年 12 月 17 日から、第 1 次名寄せの結果記録が結びつく可能性がある年金受給者へ、「ねんきん特別便」を順次送付中。これまでに約 168 万人の方へ送付済。
 - 平成 20 年 3 月末までに、名寄せの結果記録が結びつく可能性がある年金受給者及び現役加入者に順次送付する予定。

（注）名寄せの内容

第 1 次名寄せは、氏名・性別・生年月日の 3 項目で名寄せを実施した上で、基礎年金番号で管理されている年金加入記録と期間重複チェックを行うもの。

第 2 次名寄せは、上記 3 項目の一部について条件を緩和し、名寄せ等を実施するもの。

相談・広報

- 来訪相談、巡回相談及び電話相談を強化。
 - ・ 相談件数の増加に合わせて、市町村や商工会議所、商工会等で行う巡回相談を強化。
 - ・ 「ねんきん特別便」専用ダイヤルを拡充。
700 席（平成 20 年 1 月 21 日）→ 1000 席（平成 20 年 2 月 12 日）→ 最大 1300 席
- 広報
 - ・ 社会保険庁の HP に「ねんきん特別便」のコーナーを開設（平成 19 年 12 月 14 日）。
 - ・ 「ねんきん特別便」の送付に合わせ、趣旨、加入記録の確認方法や、記録訂正の手続等について、新聞、TV、ラジオ、HP を中心として周知広報を実施（平成 19 年 12 月～。例：新聞折込広告（平成 19 年 12 月 17 日））。
 - 市町村、経済団体、企業、社会保険労務士等との協力・連携の下に、国を挙げて、記録確認の周知徹底、ねんきん特別便の内容・手続等に関する広報、相談体制の確保等に取り組む。

コンピュータの記録と台帳等の記録の突合せ

- 被保険者台帳等の社会保険事務所における保管状況、市町村の国民年金被保険者名簿の保管状況等を把握、公表（平成 19 年 8 月 23 日、9 月 10 日）。
- 記録の突合せ
 - ・ 厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査を実施中（平成 20 年 1 月 17 日～）。
 - 来年度以降、厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査の結果の分析等を行う。
 - 国民年金の特殊台帳等の記録の突合せについて、具体的な実施方法等を検討。

※詳しい情報は、年金記録の統合等に係る作業の進捗状況HPへ
 (http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/070831shintyoku.htm)

年金記録の統合等に係る作業の進捗状況 《平成20年2月15日現在》

	進捗状況(～20年2月15日)	今後の予定(～20年3月)	今後の予定(20年4月～)
全体	<ul style="list-style-type: none"> ○「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会とりまとめ)を策定・公表(19年7月5日) * http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/070706taisei.htm ○「年金記録適正化実施工程表」を策定・公表(19年8月23日、9月10日改定(広報・相談関係追加)) * http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/pdf/1.pdf ○日々の年金相談等により、記録の統合が進展 * 約5,095万件(18年6月末)→約4,870万件(19年7月末)[約220万件減少] →約4,710万件(20年1月末)[約385万件減少] ○「年金記録問題に関する関係関係会議」に「年金記録問題に関する今後の対応」を提出(20年1月24日) 		
基礎年金番号への記録の統合関係	<p>名寄せのためのシステム開発 (19年8月～11月目途)</p> <p>名寄せとねんきん特別便の送付(記録が結びつく可能性がある方)(19年12月～20年3月目途)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「名寄せ」「ねんきん特別便」に関するシステム開発に係る契約を締結(19年8月30日)し、引き続きシステム開発を実施中 ○氏名等が収録されていない記録(約524万件)について、年金手帳記号番号払出簿等を参照して、記録を補正する作業を実施(19年9月7日～20年1月10日) ○年金受給者との基本(第1次)名寄せを実施(19年11月～12月) ○年金受給者との名寄せ(第2次)を開始(19年12月～)、順次名寄せを実施中 ○被保険者との名寄せ(第1次・第2次)を開始(19年12月～)、順次名寄せを実施中 	<ul style="list-style-type: none"> ○年金受給者との名寄せ(第2次)を、引き続き実施(19年12月～20年3月目途) ○被保険者との名寄せ(第1次・第2次)を、引き続き実施(19年12月～20年3月目途) 	<p>ねんきん特別便の送付(受給者)(20年4～5月目途)</p> <p>ねんきん特別便の送付(被保険者)(20年6月～10月目途)</p>
	<p>基礎年金番号に結びついていない「5000万件」の記録の名寄せ・加入履歴等のお知らせ(ねんきん特別便)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1次名寄せの結果、記録が結びつく可能性がある年金受給者へ、お知らせを順次送付中(19年12月17日～) * 送付件数 1,682,051件(20年2月15日現在) 回答数 545,570件(20年2月7日現在) * 相談状況 1. 電話相談 147,849件(20年2月7日現在) 2. 来訪相談 156,865件(20年2月7日現在) ○封筒に、確認に当たって来訪や電話による照会・相談を促す注意書きを付記(19年1月16日～) ○「訂正なし」と回答いただいたものうち、内容からみて優先度が高いと思われるものについて、入念的な照会を開始し、順次実施中 ○加入履歴のチェックポイントを分かりやすく示した資料を同封して送付(20年2月6日～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○名寄せの結果記録が結びつく可能性がある方へ加入履歴等のお知らせ(「ねんきん特別便」)を、引き続き送付(19年12月17日～20年3月目途) ○「訂正なし」と回答いただいたものうち、内容からみて優先度が高いと思われるものについて、引き続き入念的な照会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○加入履歴等のお知らせ(受給者)(20年4～5月目途) ○加入履歴等のお知らせ(被保険者)(20年6月～10月目途)
	年齢別・加入期間別の悉皆調査等		
	「5000万件」の記録の内容の解明	引き続き解明を進め、順次絞り込みを進める	
	<ul style="list-style-type: none"> ○民間の専門家による分析チームを設置(19年8月20日) ○「5000万件」の未統合記録の内容の全体像を推計・公表(19年12月11日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「5000万件」等の名寄せ作業と並行して、引き続き、解明のための分類作業、年齢別・加入期間別の調査等を実施 ○名寄せ作業では特定できない記録について、内容を解明し、それぞれに応じて記録を結びつけるための対策を実施 	
	<p>名寄せのためのシステム開発 (19年8月～)</p> <p>名寄せと記録が結びつくと思われる方への通知 (～20年5月目途)</p>		
	<p>「1430万件」及び「36万件」への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「1430万件」「36万件」に関するシステム開発に係る契約を締結(19年8月30日)し、引き続きシステム開発を実施中 ○「名寄せ」に必要な旧台帳の情報を抽出し、入力対象者リストを作成(19年9月3日～20年1月31日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「1430万件」「36万件」の名寄せを行い、記録が結びつく可能性がある方へ通知を送付(～20年5月目途) 	
	(8年10月以降これまでに発生した可能性のある重複付番の解消に向けた個別訪問等の徹底した調査(19年10月以降逐次))		
基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止	新規付番の際の同一人調査の完全実施、重複付番発生を徹底的に防止(今後随時)		
	<ul style="list-style-type: none"> ○19年10月末において判明した重複付番の解消に向け、個別訪問等徹底した調査を実施 * 重複付番: 8,392件(19年10月末現在) → 503件(20年2月1日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ○19年10月末において判明した重複付番の解消に向け、個別訪問等徹底した調査を実施 ○新規付番の際の同一人調査を完全実施、重複付番発生を徹底的に防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も継続して定期的に年3回確認

		進捗状況(～20年2月15日)	今後の予定(～20年3月)	今後の予定(20年4月～)
基礎年金番号への記録の統合関係	いわゆる無年金者の方への記録問題に関するお知らせ	○各都道府県介護保険主管部局を通じ、市区町村への協力依頼の通知を发出(19年12月17日)、あわせて協力を当たったの事前調査を実施 ○チラシの記載内容について意見募集を実施	○調査結果を踏まえチラシ等の調達手続を実施	介護保険料徴収に関する情報を活用し、注意喚起と呼びかけ(20年6月目途～20年度以降随時～)
	厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ	○企業年金連合会と随時、打合せを実施 ○システム開発期間等の検討	○同左	記録突合せについてのシステム開発、企業年金連合会等への提供(20年12月目途) ○記録突合せについてのシステム開発、企業年金連合会等への提供(20年12月目途)
	共済過去記録の基礎年金番号への統合等	共済過去記録の基礎年金番号への統合に係るシステム開発、記録の受入、名寄せ、照会、記録の整備(21年度中まで目途) 旧令共済組合員期間の厚生年金被保険者期間への通算に関する制度について、制度の仕組みや手続きの周知(19年度以降随時)		
相談関係	相談体制の拡充等	○共済過去記録の抽出の内容や方法等について、共済組合等と検討 ○旧令共済組合員期間の厚生年金被保険者期間への通算に関する制度について、政府広報を実施(19年12月)	○共済組合等が抽出した共済過去記録の受入れ	○共済組合等が抽出した共済過去記録の受入れ ○名寄せ、照会等
	市町村における巡回相談の実施等	相談体制の整備 ○ねんきん特別便に係る相談状況(再掲) 1. 電話相談 147,849件(20年2月7日現在) 2. 来訪相談 156,865件(20年2月7日現在) ○「ねんきん特別便相談対応マニュアル」を改訂(20年1月31日) ○市町村、経済団体、企業等との協力・連携の下に、国を挙げて、記録確認の周知徹底、ねんきん特別便の内容・手続等に関する広報、相談体制の確保等を実施 ・社会保険労務士会等の協力を得ながら市区町村、商工会議所等での巡回相談及び社会保険事務所における相談窓口を拡充 ・各企業の社会保険委員や社会保険事務担当者の方々に、「ねんきん特別便」の被保険者への転送等について協力を依頼 ○社会保険労務士会の協力を得て、市役所、郵便局、農協等の一角で「ねんきん特別便」に関する相談等を実施		
	企業等における相談機能の充実	市区町村における巡回相談の定期的・計画的な実施等 ○7月から11月までに全国1,827市区町村(20年1月15日現在1,816市区町村)のうち1,813市区町村において延べ6,450回の巡回相談を実施 *226,245人の方々が来訪 ○全国1,827市区町村のうち1,616市区町村に、市区町村と社会保険事務所の間を結ぶホットラインを開設(19年7月末時点) ○市区町村担当者に対する説明会を全国8ブロックで開催(19年11月28日～12月14日) ○市区町村役場を活用した巡回相談の継続実施及び拡充 ○必要に応じた市区町村に対するホットライン開設の継続		
来訪相談	企業等における年金に関する相談機能の充実 企業による年金記録照会等について必要に応じて協力依頼 ○7月から11月にかけて延べ804商工会議所、延べ817商工会で相談を実施 *商工会議所に32,435人、商工会に16,465人の方々が来訪 ○企業による年金記録照会及び年金記録統合の一括代行手続について、日本経団連(19年7月18日)、関西経営者協会(同31日)、愛知県経営者協会(8月9日)に協力を依頼するとともに、社会保険委員を対象とした研修を随時全国で実施 ○経済団体と連携して、次の項目について企業等に協力を依頼 ・「ねんきん特別便」の被保険者への転送依頼 ・「ねんきん特別便」転送後の被保険者からの委任に基づく照会及び年金記録統合の一括代行手続の依頼 ・電話相談、来訪相談に関する留意事項の周知 ○商工会議所・商工会における巡回相談の継続実施及び拡充			
認知症の高齢者の方等への対応	認知症の高齢者の方、施設に入所されている方等についての対応(19年8月以降随時) ○認知症の高齢者の方及び代理の方が相談来訪された際に混乱することがないように、社会保険事務所に対して留意事項を通知(19年8月21日) ○関係団体に協力要請(19年12月) ○社会保険事務所に来訪できない方等の具体的対応について、各社会保険事務局に通知			

	進捗状況(～20年2月15日)	今後の予定(～20年3月)	今後の予定(20年4月～)
相談関係	<p>社会保険庁による全国の電話相談センターの機能の集約化、社会保険労務士等民間に協力を十分に得ながら、電話相談窓口の充実等電話相談体制を強化(19年7月以降逐次)</p>		
	<p>電話相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ねんきんダイヤル第1コールセンターを東京に開設(19年7月17日) ○ねんきん特別便専用ダイヤルの設置(350席)(19年12月17日) ○ねんきん特別便専用ダイヤルの拡充(350席→700席(20年1月21日)→1000席(20年2月12日)) * 応答席数(20年2月12日現在) ねんきん特別便専用ダイヤル:1000 ねんきんダイヤル:586 ねんきんあんしんダイヤル:60 	<ul style="list-style-type: none"> ○ねんきん特別便専用ダイヤルの拡充 1000席(20年2月12日) → 最大1300席 ○ねんきんダイヤル第2コールセンターを20年3月に開設 	
	<p>インターネットによる照会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ID及びパスワードの発行までの時間短縮(19年7月目標) ○ID及びパスワードの発行までの期間は、8月中に平常ベースの2週間程度に短縮 * 申込み件数 153.9万件 発行件数 119.2万件(18年3月～20年2月11日累計) 	<p>インターネット照会に係る広報の強化及び必要に応じた体制の整備</p>	
広報の実施	<p>年金記録問題に関する広報の実施</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○年金記録問題に関し、政府広報等を随時実施 ○「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」の進捗状況を、社会保険庁ホームページに掲載(19年9月1日)、随時更新中 * http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/070831shintyoku.htm ○「ねんきん特別便」のコーナーを社会保険庁ホームページに開設(19年12月14日) ○新聞折込広告(タブロイド版4面)を3000万部配布(19年12月17日) ○「旧姓履歴の申出集中キャンペーン」を実施中(20年2月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、対策の進捗状況を社会保険庁ホームページに掲載、更新 ○地方自治体、関係団体、報道機関への説明を展開 ○「ねんきん特別便」に関する相談の案内を拡充 ○「旧姓履歴の申出集中キャンペーン」を引き続き実施 	
コンピュータの記録と台帳等の記録の突合せ	<p>市町村・社会保険庁において、保管媒体に応じた準備作業(名簿の出力、整理等)の実施・突合せの具体的な実施方法の検討</p>		<p>突合せの実施</p>
	<p>国民年金特殊台帳の記録の突合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○5月時点での社会保険事務所における被保険者台帳の保管状況について調査結果を公表(19年8月23日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民年金特殊台帳の記録の突合せについて、具体的な実施方法を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民年金特殊台帳の記録の突合せを実施
	<p>国民年金被保険者名簿の記録の突合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村における国民年金被保険者名簿の保管状況について公表(19年8月23日) ○社会保険事務所における国民年金被保険者名簿(社会保険事務所移管分)の保管状況について公表(19年9月10日) 	<p>市町村・社会保険庁において、保管媒体に応じた準備作業(名簿の出力、整理等)の実施・突合せの具体的な実施方法の検討</p>	
厚生年金被保険者名簿等の記録の突合せ	<p>サンプル調査の実施方法の検討・サンプル調査の実施</p>		<p>サンプル調査の結果の分析等</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○5月時点での社会保険事務所における厚生年金被保険者名簿等の保管状況について調査結果を公表(19年8月23日) ○厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査を実施中(20年1月17日～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査を引き続き実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査の結果の分析を行い、優先順位や効率的な実施方法を検討
新たな年金記録管理システムの構築(レガシーシステムの刷新)	<p>システム開発・刷新システム導入(23年度中目標)</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○「社会保険業務の業務・システム最適化計画」の策定(18年3月) ○基本設計書の作成(19年3月) ○詳細設計以降の設計・開発業務の調達に係る意見招請を実施(19年8月6日) 	<p>○詳細設計以降の調達の開始</p>	
年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ	<p>年金時効特例法の対象となる方に、時効特例給付支払手続用紙(ターンアラウンド方式)を順次送付(19年9月から1年以内を目標)</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○手続の件数や支給決定件数について、社会保険庁HPに掲載し、随時更新 * 手続受付 25,867件(20年2月10日現在) * 支給決定 17,114件(19年12月28日現在) ○対象となる方に、時効特例給付支払手続用紙(ターンアラウンド方式)を送付 	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる方に、時効特例給付支払手続用紙(ターンアラウンド方式)を引き続き送付 	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる方に時効特例給付支払手続用紙(ターンアラウンド方式)を引き続き送付

